

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

● 外国人の入国

(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約 1万8千人とわずかであったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」(昭和27年条約 第5号)が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて 入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど 国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の 途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万 人、12年には500万人、19年には900万人の大台をそれぞれ突破した。平成25年は、24年の 917万2,146人と比べ208万3,075人(22.7%)増の1,125万5,221人と、大幅に増加し、過去最 高を記録している。

平成25年における外国人入国者数1.125万5.221人のうち「新規入国者」数は955万4.415人 で、24年の754万9.998人と比べ200万4.417人(26.5%)増加し、「再入国者」数は170万806 人で、24年の162万2.148人と比べ7万8.658人(4.8%)増加している。

増加の要因としては、円高の是正を背景とした訪日旅行の割安感や、ASEAN諸国に 対する査証発給の緩和措置等の観光立国実現に向けた政府の取組が、観光客の増加を促し たものと考えられる(図7)。



(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

(2) 国籍・地域別

平成25年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が272万3,084人と最も多く、入国者数全体の24.2%を占めている。以下、台湾224万5,543人(20.0%)、中国160万4,621人(14.3%)、米国82万7,654人(7.4%)、中国(香港)72万5,391人(6.4%)の順となっている(注)。このうち、近隣の国・地域である韓国、台湾、中国の3か国・地域で入国者数全体の58.4%と半数以上を占めており、また、上位5か国・地域で全体の72.2%を占めている(図8)。

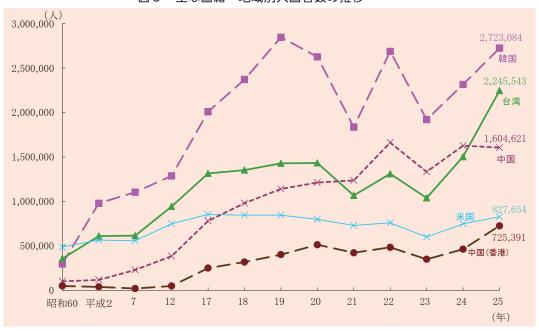


図8 主な国籍・地域別入国者数の推移

上位5か国・地域について、平成24年と25年で入国者数を比較すると、韓国が40万7,846人(17.6%)、台湾が74万2,360人(49.4%)、米国が7万9,845人(10.7%)、中国(香港)が26万2,471人(56.7%)と増加している中、中国が2万1,644人(1.3%)減少している。

他方,在留外国人関係の統計においては、平成23年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、24年以降の在留外国人数(中長期在留者と特別永住者の合計)の「中国」は「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、在留外国人数の統計上、韓国人・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

⁽注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券(SAR(Special Administrative Region)旅券)を所持する者(有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。)を「中国(香港)」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券(BNO(British National Overseas)旅券:香港居住者のみを対象とする英国旅券)を所持する者(有効期間内(1997年6月30日以前)に旧香港政庁発給の英国(香港)旅券を所持し入国した者を含む。)を「英国(香港)」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

(3) 男女別・年齢別

平成25年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性561万7,034人、女性563万8,187人であり、男女比率は、男性が全体の49.9%、女性が50.1%となっており、女性が男性を若干上回っている。

次に、年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者数全体の24.5%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である(図9)。

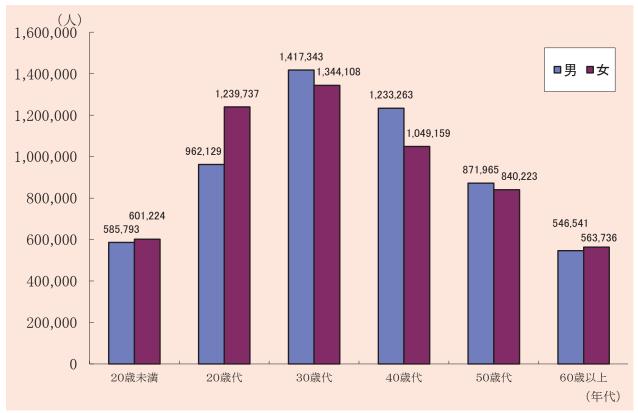


図9 男女別・年齢別外国人入国者数(平成25年)

(4)目的(在留資格)別

平成25年における新規入国者数は955万4,415人で、これを目的(在留資格)別に見ると、「短期滞在」が924万7,673人で最も多く、新規入国者数全体の96.8%を占めており、次いで、「留学」7万7人(0.7%)、「技能実習 1 号ロ」6万1,841人(0.6%)、「興行」3万7,096人(0.4%)の順となっている(表 2)。

表 2 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

						(人)
在留資格	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	6,119,394	7,919,726	5,448,019	7,549,998	9,554,415
外	交	10,183	11,167	9,678	10,977	10,215
公	用	22,229	27,000	19,563	26,991	26,131
教	授	2,639	2,639	2,420	2,595	2,662
芸	術	226	256	221	281	315
宗	教	771	713	737	737	1,291
報	道	170	136	59	51	46
投 資 • 経	営	857	896	838	820	632
法律 · 会計	業 務	4	3	4	4	-
医	療	6	2	7	9	11
研	究	592	528	423	438	437
教	育	2,499	2,339	2,540	2,312	2,366
技	術	3,363	2,852	4,178	5,216	5,387
人文知識·国際	業 務	4,167	4,113	4,658	4,993	5,354
企 業 内 転	勤	5,245	5,826	5,348	6,126	6,245
興	行	31,170	28,612	26,112	34,969	37,096
技	能	5,384	3,588	4,178	4,910	2,030
技能実習1	号イ		2,282	5,178	5,876	5,585
技能実習1	号口		23,720	60,847	62,039	61,841
技能実習2	号イ		-	-	4	-
技能実習2	号口		-	227	49	17
文 化 活	動	3,557	3,159	2,729	3,104	2,947
短 期 滞	在	5,822,719	7,632,536	5,180,961	7,246,072	9,247,673
留	学	66,149	63,478	49,936	57,579	70,007
研	修	80,480	51,725	16,079	17,957	16,486
家 族 滞	在	20,540	19,486	18,165	20,653	19,028
特 定 活	動	9,863	11,972	12,954	12,659	10,711
日本人の配偶	者等	14,951	11,452	10,766	10,855	9,244
永住者の配偶	者 等	1,684	1,068	1,392	1,877	1,870
定住	者	9,946	8,178	7,811	9,845	8,788
一 時 庇	護	-	-	10		

- (注1) 平成22年7月1日から「技能実習(1号イ,ロ,2号イ,ロ)」が新設された。
- (注2) 平成22年7月1日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから、平成21年及び22年の「留学」は、「留学」と「就学」を合算した数である。
- (注3) 平成24年から、一時庇護は特例上陸許可件数として計上することとしたため、本表からは除外した。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たる ものであり、後記の在留外国人数が我が国におけるある時点での滞在者の数を示す「ストック」という関係になる。

ア「短期滞在」

平成25年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は716万633人で新規入国者数全体の74.9%を占め、商用を目的とした外国人が136万4,107人(14.3%)で続いている(図10)。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に影響されやすく、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の我が国の社会状況や国内外の動向を反映しているものと見ることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている(入管法第19条、第20条)。

また、観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると、台湾が201万8,584人で最も多くなっており、観光を目的とした新規入国者数全体の28.2%を占めている。以下、韓国182万7,525人(25.5%)、中国(香港)68万2,116人(9.5%)、中国58万568人(8.1%)の順となっており、これら4つの国籍・地域からの観光客が全体の7割を超えている。今後もこれらの国・地域において積極的な誘致活動が行われていくものと思われる(図11)。

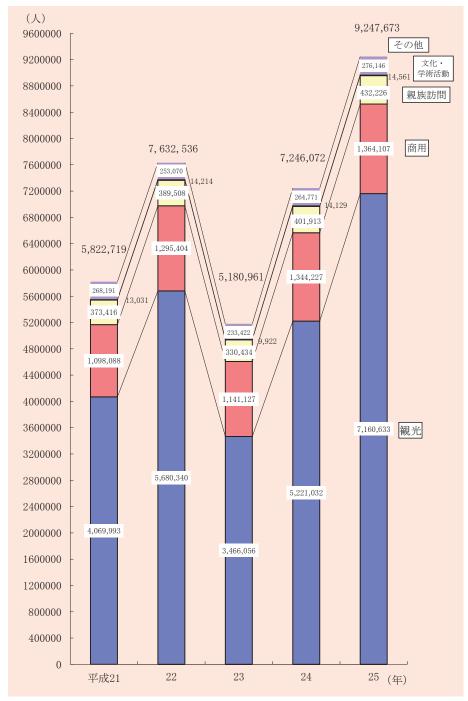
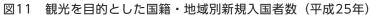
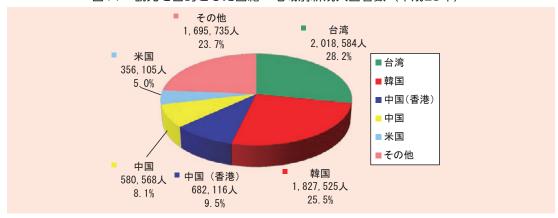


図10 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移





イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成25年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格(入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。)による新規入国者数は6万3,872人であり、24年と比べ411人(0.6%)増加している(図12)。

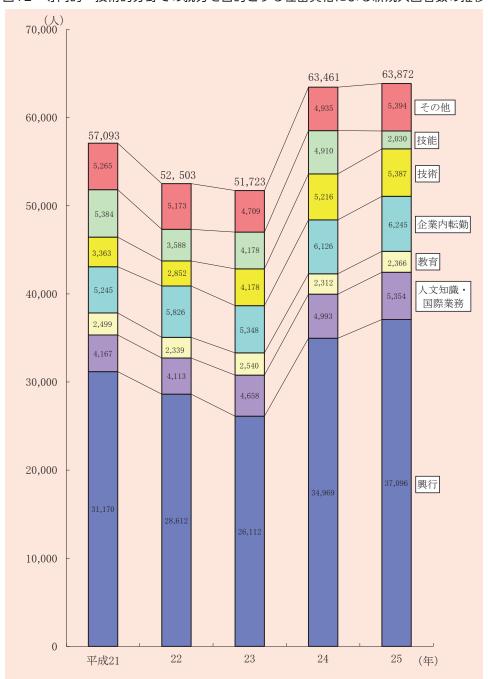


図12 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移

(注) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

平成25年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.7%である。

以下,就労を目的とする外国人のうち,特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編2統計(1) 2-1.3-1.4-1

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成25年における新規入国 者数は、「技術」5,387人、「人文知識・国際業務」5,354人、「企業内転勤」6,245人 の計1万6.986人となっており、24年と比べ、「技術」は171人(3.3%)、「人文知 識・国際業務」は361人(7.2%)、「企業内転勤」は119人(1.9%)増加している。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国1.819人 (33.8%), インド996人(18.5%), ベトナム701人(13.0%), 韓国407人(7.6%)の 順となっており、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者数全体の72.8% を占めている。なお、平成20年のリーマン・ショック、21年の世界的な景気後退の影 響もあり、「技術」の在留資格による新規入国者数は一時的に減少していたが、23年 から増加に転じ、25年は24年と比べ171人(3.3%)増加している。

また、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数について見ると、 米国1,092人(20.4%),中国940人(17.6%),韓国583人(10.9%),英国377人 (7.0%) の順となっており、これら4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格によ る新規入国者数全体の55.9%を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国 2,085人(33.4%), フィリピン670人(10.7%), インド565人(9.0%), 韓国470人 (7.5%), の順となっており、これら4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規 入国者数全体の60.7%を占めている。

b 「技能」(資料編2統計(1) 6-1)

外国特有の分野における熟練した職人ともいうべき「技能」の在留資格による 新規入国者数は、平成21年以降増減を繰り返しており、25年は24年と比べ2.880人 (58.7%) 減少の2.030人となった。

平成25年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見る と、外国料理の調理人がこの在留資格の多くを占めていることもあって、ネパール832 人(41.0%), 中国427人(21.0%), インド188人(9.3%), タイ129人(6.4%)の順 となっており、これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の77.6%を 占めている。

c 「興行」(資料編2統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたものの、17年以降減少していたが、24年から再び増加に転じ、25年は24年と比べ2,127人(6.1%)増加の3万7,096人となり、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

平成25年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国6,566人(17.7%)、米国6,341人(17.1%)、英国3,534人(9.5%)、フィリピン2,680人(7.2%)の順となっており、これら4か国で「興行」の在留資格による新規入国者数全体の51.5%を占めている。

ウ 「留学」(資料編2統計(1) 9-1)

平成25年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、24年と比べ1万2,428人(21.6%)増加の7万7人となっており、アジアからの学生が大部分を占めている(85.6%)。

国籍・地域別に見ると、中国が2万4,583人で全体の35.1%を占めており、これにベトナム1万4,098人(20.1%)、韓国5,524人(7.9%)が続いている。ベトナムは平成24年と比べ9,726人(222.5%)増加しており、大幅に増加している(図13)。

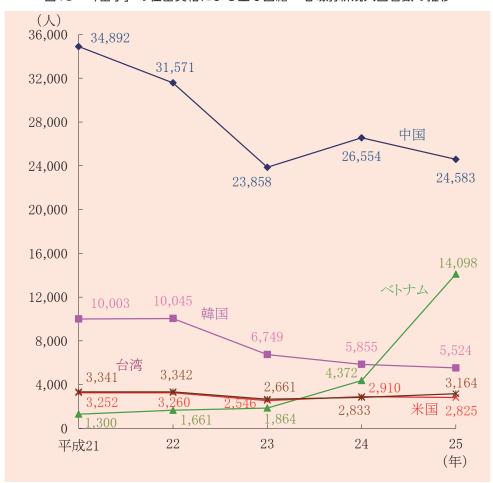


図13 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

(注) 平成22年7月1日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから、21年及び22年の「留学」は、「留学」と「就学」を合算した数である。

エ 「研修」・「技能実習1号」(資料編2統計(1) 7-1, 10-1)

平成25年における「研修」の在留資格による新規入国者数は1万6,486人であり、24年と比べ1,471人(8.2%)減少している。地域別に見ると、研修生の派遣が多い近隣諸国を中心とするアジアが、平成25年には1万547人で全体の64.0%を占めており、今後もこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ3,054人(18.5%)、南アメリカ870人(5.3%)となっている。

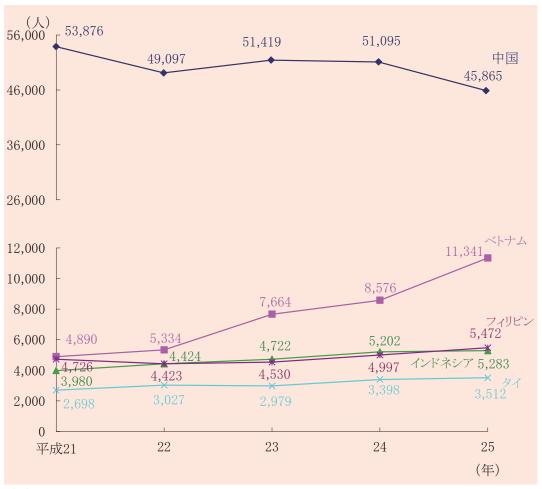
国籍・地域別に見ると、中国1,488人(9.0%)、ベトナム1,211人(7.3%)、インドネシア1,139人(6.9%)、タイ1,069人(6.5%)の順となっている。

他方,雇用契約に基づく技能等修得活動を行う場合は,入管法等改正法により新設された「技能実習1号」(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動)の在留資格の対象となる。

平成25年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は6万7,426人であり、24年と比べ489人(0.7%)減少している。

国籍・地域別に見ると、中国が4万4,377人で全体の65.8%を占め、以下、ベトナム 1万130人(15.0%)、フィリピン4,827人(7.2%)、インドネシア4,144人(6.1%)の順となっており、平成24年と比べ中国は4,795人(9.8%)減少、ベトナムは2,681人(36.0%)、フィリピンは563人(13.2%)、インドネシアは326人(8.5%)増加している。

図14 「研修」及び「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



(注) 平成21年は「研修」、22年からは、「研修」に「技能実習1号」を合算した数である。

身分又は地位に基づいて入国する外国人(資料編2統計(1) 13-1, 14-1) オ

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある(「永住者」の在留資格は、外国人の入 国時点に付与されることはない(入管法第7条第1項第2号)。)。

平成25年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は9,244人, 「永住者の配偶者等」の在留資格は1.870人となっており、24年と比べ「日本人の配偶 者等 | は1.611人(14.8%). 「永住者の配偶者等 | は7人(0.4%)減少している。

平成25年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は8.788人で24年と比べ 1,057人(10.7%)減少している。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中 国が2,839人(30.7%)で最も多く、これにフィリピン2,258人(24.4%)、ブラジル771 人(8.3%)と続いている。また、「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・ 地域別に見ると、フィリピンが2.756人(31.4%)で最も多く、これにブラジル2.507人 (28.5%) 中国1.864人(21.2%)と続いている(図15)。

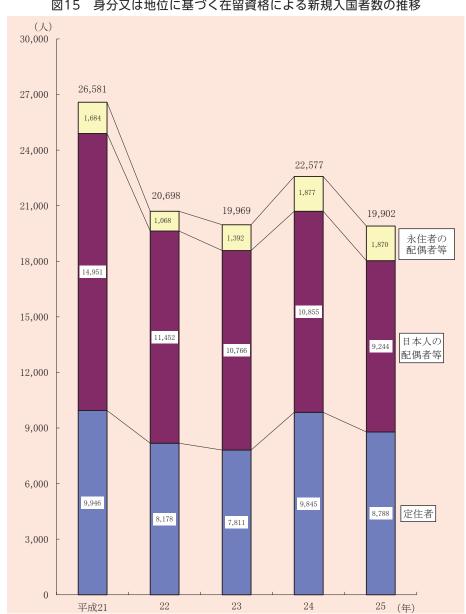


図15 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移

2 特例上陸

平成25年における特例上陸の許可を受けた者の数は216万5.112人であり、24年と比べ3万 9.532人(1.8%)減少している。

このうち、乗員上陸許可を受けた者の数は208万5,701人であり、特例上陸許可を受けた者 の全体の96.3%と大部分を占め、寄港地上陸許可を受けた者の数が7万6,378人(3.5%)でこ れに続いている(表3)。

年 平成 21 22 23 24 25 区分 数 1.888.704 1,972,090 1.915.705 2,204,644 2.165.112 総 陸 34,658 24,355 15,058 136,916 76,378 寄 港 地 上 2.296 2.862 2.571 刋 過 上 陸 394 458 1.853.267 1.946.807 2.064.409 2.085.701 乗 陸 1.897.714 員 -370 緊 急 上 陸 368 381 351 318 89 286 82 遭 難 上 陸 17 142 一時庇護上陸 5 2 (-) (-) (10)

表3 特例上陸許可件数の推移

(件)

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

(1) 寄港地上陸の許可

平成25年における寄港地上陸の許可を受けた者の数は7万6.378人であり、24年と比べ6万 538人(44.2%)減少している。これは、25年におけるクルーズ船の我が国への寄港、特に 中国を発着する数が減少し、これにより寄港地上陸許可の対象となるクルーズ船の乗客が 減少したことの影響があったものと考えられる(後記第3部第2章第1節3参照)。

(2) 通過上陸の許可

平成25年における通過上陸の許可を受けた者の数は2.571人であり、24年と比べ291人 (10.2%) 減少している。

(3) 乗員上陸の許可

平成25年における乗員上陸の許可を受けた者の数は208万5.701人であり、24年と比べ2万 1,292人(1.0%)増加している。

(4) 緊急上陸の許可

平成25年における緊急上陸の許可を受けた者の数は318人であり、24年と比べ52人 (14.1%) 減少している。

(5) 遭難による上陸の許可

平成25年における遭難による上陸の許可を受けた者の数は142人であり、前年と比べ60人 (73.2%) 増加している。

(6) 一時庇護のための上陸の許可

平成25年における一時庇護のための上陸の許可を受けた者の数は2人であり、24年と比べ 3人(60.0%)減少している。

平成24年から、一時庇護上陸は特例上陸許可件数として計上することとした。

3 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成25年では939万 5,836人となっており、24年と比べ199万1,952人(26.9%)増加している。

このうち,滞在期間15日以内の出国者数は876万9,160人で,全体の93.3%と大部分を占め,さらに,3月以内の出国者数で見ると924万7,563人で,全体の98.4%に及んでいる(表4)。

表 4 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

					(70)
年 滯在期間	平成 21	22	23	24	25
総数	6,046,150	7,865,081	5,414,994	7,403,884	9,395,836
15日以内	5,423,103	7,229,477	4,892,797	6,820,277	8,769,160
15日を超えて 1月以内	237,515	266,227	185,550	244,373	282,118
1月を超えて 3月以内	179,882	187,725	157,804	189,873	196,285
3月を超えて 6月以内	30,638	29,777	25,972	31,638	30,690
6月を超えて 1年以内	48,709	43,085	38,686	32,259	35,711
1年を超えて 3年以内	85,253	80,770	84,909	57,275	56,498
3年を超える	35,945	24,976	26,308	26,879	24,374
不 詳	5,105	3,044	2,968	1,310	1,000

コラム 入管行政の最前線から(出入国審査担当入国審査官の声) (福岡入国管理局博多港出張所:八田佐和子)

私が所属する福岡入国管理局博多港出張所は、海港としては日本で一番出入国者数 が多く、また大型客船の入港が一番多い出張所です。当所は、韓国のプサン・博多間 を結ぶ定期船、貨物船、そして大型客船に乗って日本を訪れる乗客や船員の出入国手 続などを主な業務としています。

船員の上陸手続は乗客と異なり、船員個人が申請を行わず船長や船舶の代理店が行 います。場合によっては、上陸せずに船に留まるときもあります。船員は乗っている 船があってこその立場であるので、例えば病気になり日本で入院し、その間に船が出 港する場合は緊急上陸という特別な上陸手続が必要となります。港では空港と異なる 特殊な上陸ケースに多々遭遇するので法律の勉強が欠かせません。

近年. 博多港では大型客 船の入港が増えています。 大型客船には2,000人から 3,600人ほどの乗客と700人 から1,200人ほどの船員が 乗っています。最近中国で 大型客船のツアーが人気で あることを受けて乗客の大 半が中国人の方々です。

大型客船でのツアーは入 港してから出港するまでの 短い時間 - 例えば朝の6時 に入港して夕方の6時に出 港・で入国の審査を受け、



観光へ向かいます。そのため通常の船や飛行機で日本に訪れる方と異なり、「早く上 陸して観光をしたい」という乗客等の要望が大きく、入国審査における「迅速さ」と いう側面が強く求められることになります。

しかし、迅速さを追求すると出入国管理行政に求められる水際対策としての「厳格 性」の水準が低下してしまいます。そこで、一定の審査基準を保持しつつ迅速さの追 求を行うという2つの側面の両立が課題となります。

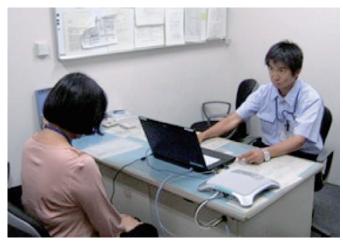
最近では、条件にあてはまる大型客船に関しては、パスポートの写しによる同一人 性の確認と、指紋の照合を行うことで両立を図っています。

今後更に定員数の多い大型客船が日本へ寄港することが予定され、それに向けて更 なる制度の改革が行われる予定です。それに伴い、大型客船における審査業務は、出 入国管理行政における重要な項目の一つとなります。

大型客船の審査は、早朝出勤などもあり、体力的にも精神的にもとてもハードであ るものの、達成感とやりがいのある業務です。出入国の公正な管理を維持しつつも、 「また日本を訪れたい」と多くの外国の方々に思ってもらえるホスピタリティあふれ る審査を心掛けていきたいと思っています。

第2節 上陸審判状況

● 上陸□頭審理・異議申出案件の受理・処理



上陸口頭審理風景

平成25年における口頭審理の新規受理件数(入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数)は6,675件であり、24年と比べ1,412件(17.5%)減少している。

平成25年における口頭審理の新規受理件数の内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請(入管法第7条第1項第2号不適合)が疑われる者で、このような事案は24年より1,355件(24.8%)減少して4,118件であり、新規受理件数の61.7%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない(入管法第7条第1項第1号不適合)疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,466件で、24年と比べ117件(7.4%)減少し、新規受理件数の22.0%を占めている。さらに、上陸拒否事由に該当する(入管法第7条第1項第4号不適合)疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,091件で、24年と比べ63件(6.1%)増加し、新規受理件数の16.3%を占めている。また、19年11月20日から義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者(入管法第7条第4項該当者)は、24年における特別審理官への引渡しは1名であったが、25年は0名であった(表5)。

表5 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	平成 21	22	23	24	25
総数	9,930	7,365	10,954	8,087	6,675
偽変造旅券·查証行使事案等 (7条1項1号不適合)	1,300	1,116	1,526	1,583	1,466
虚 偽 申 請 等 (7条1項2号不適合)	7,470	5,105	8,633	5,473	4,118
申請に係る在留期間不適合(7条1項3号不適合)	0	6	5	2	0
上陸拒否事由該当者(7条1項4号不適合)	1,160	1,137	788	1,028	1,091
個人識別情報提供をしない者(7条4項該当者)	0	1	2	1	0

平成25年における口頭審理の処理状況(注)を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は2,423件で、24年と比べ244件(11.2%)増加している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は2,079件で、平成24年と比べ473件(29.5%)増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は1,819件で、24年と比べ2,082件(53.4%)減少している(表6)。

表6 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分		_				年	平成 21	22	23	24	25
総						数	9,938	7,304	10,993	8,109	6,677
上	ß	陸		許		可	3,664	2,903	2,718	2,179	2,423
退	5	去		命		令	3,731	2,662	2,155	1,606	2,079
異	議		の	申	1	出	2,014	1,319	5,733	3,901	1,819
上	陸	#	請	取	下	げ	249	231	209	318	286
そ			0)			他	280	189	178	105	70

(注) 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止 となった数等である。

⁽注) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移(表5)の総数と口頭審理の処理状況の推移(表6)の総数が一致しない 部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合、入国審査官から特別審理官に引き渡されてか ら口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

2 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に 対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成25年における被上陸拒否者数は2,859件で、24年と比べ372件(15.0%)増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、韓国683人(23.9%)、タイ489人(17.1%)、トルコ286人(10.0%)の順となっており、上位3か国で全体の51.0%を占めている(図16)。このうち、タイが急増しているのは、平成25年7月1日から査証緩和措置として15日以内の短期滞在について査証を免除したことの影響と思われる。

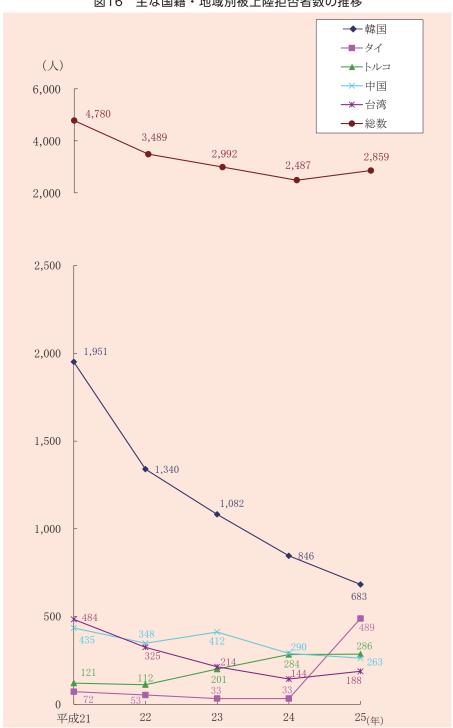


図16 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移

3 上陸特別許可

法務大臣が平成25年に上陸を特別に許可した件数は1,442件で,24年と比べ1,998件(58.1%)減少している(表7)。

表7 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年	平成 21	22	23	24	25
異	議申	出(注)	2,022	1,326	5,754	3,910	1,871
裁	理 由	あり	5	18	18	22	21
決結	理由なし	(退去)	361	291	303	333	340
果	上 陸 特	別 許 可	1,629	975	5,416	3,440	1,442
取	下	げ	20	21	8	63	50
未		済	7	21	9	52	18

⁽注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。

コラム 入管行政の最前線から(審判業務担当入国審査官の声) (大阪入国管理局関西空港支局第九審査部門:大束佐知子)

関西国際空港はLCC(格安航空会社)の拠点化を目指し積極的な誘致を行ってお り、その効果として、平成25年には外国人の入国者数が前年の1.3倍になるなど、年々 業務量が増えています。

そのような中、入国審査官である私は審査ブースで出入国審査に従事するほか、特 別審理官として上陸審判(口頭審理)の業務も行っています。

入国審査の際、ほとんどの外国人は審査ブースで上陸を許可されますが、上陸を許 可されなかった外国人については特別審理官に引き渡され、口頭審理が実施されま す。口頭審理では、別室で外国人から通訳を介して詳しく入国目的などを聞くことと なります。

入管法令には、日本に上陸するための条件が規定されており、外国人から聴取した 内容などから、それらの条件に該当するかどうかの判断を慎重に行っています。

日本に上陸しようとする外国人は、国籍はもちろん、文化、思想、抱える事情な ど、その背景は多種多様で、日本で行おうとする活動も様々です。

中には不正な目的をもって何とか日本へ上陸しようと企図して虚偽の申請を行う者 もおり、そういった者を見分け、上陸を阻止するためにも、法令の十分な理解、聴取 技術、多様性に対応しうる幅広い知識や専門的知識の習得、情報の活用など、まだま だ勉強すべきことは多く、自己研鑽に努めなければと思う日々です。

逆に言えば、この業務を通じて学ぶことができる範囲は広く奥深いと言え、また、 外国人一人一人の話を通し、日本では思いもよらない人生ドラマを垣間見て世界の現

実を知ることができることにより、改 めて日本の良さや美しさを認識できる のは、この仕事ならではと思います。

出国確認時に、日本は素敵な国でと ても良かった、また訪れたいと頬を染 めて話しかけてくださる外国人の方も おられ、素晴らしい滞在をサポートし たであろう日本の皆様の御尽力を想 い、私も微力ながら、この素晴らしい 国を守る力の一端として、日々の業務 に真摯に取り組んでいきたいと思いま



第3節 入国事前審査状況

① 查証事前協議

査証事前協議の処理件数は、平成25年は4,635件で、24年と比べ275件(5.6%)減少している。

2 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は,平成25年は28万2,428件で,24年と比べ1万6,155件(6.1%)増加している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を 占めている(表8)。

表8 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分					年	平成 21	22	23	24	25
查	証	事	前	協	議	6,505	4,882	4,403	4,910	4,635
在昏	留資格	認定詞	正明書	交付	申請	273,989	248,523	238,270	266,273	282,428

- (注) 平成23年版及び24年版に掲載している本表「査証事前協議の区分」については、以下のとおり誤った数値(件数) が掲載されておりますのでご注意願います。
 - (正) 平成22年 4.882 平成23年 4.403
 - (誤) 平成22年 4,615 平成23年 6,325

第2章 外国人の在留の状況

第1節 在留外国人数

1 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとすると,在留外国人数は,ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計といえる。

我が国における平成25年末現在の中長期在留者数は169万3,224人,特別永住者数は37万3,221人で,これらを合わせた在留外国人数は206万6,445人であり,24年末現在と比べ3万2.789人(1.6%)増加している。

また、平成25年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,729万8,000人に対し1.62%となっており、24年末の1.59%と比べ0.03ポイント高くなっている(図17)。



図17 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

- (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
- (注2) 昭和60年末までは、外国人登録者数、平成2年末から23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当 し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、平成24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加え た在留外国人の数である。
- (注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の 人口を基に算出した。

2 国籍·地域別

平成25年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が64万9,078人で全体の31.4%を占め、以下、韓国・朝鮮51万9,740人(25.2%)、フィリピン20万9,183人(10.1%)、ブラジル18万1,317人(8.8%)、ベトナム7万2,256人(3.5%)の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると、中国は24年末から引き続き減少し、25年末は24年末と比べ3,517人(0.5%)の減少、韓国・朝鮮は減少傾向が続き、25年末は24年末と比べ1万308人(1.9%)の減少、フィリピンは24年を除き増加傾向にあり、25年末は24年末と比べ6,198人(3.1%)の増加、ブラジルは19年末をピークに減少傾向にあり、25年末は24年末と比べ9,292人(4.9%)減少している。ベトナムは21年を除き増加傾向にあり、25年末は24年末に比べ1万9,889人(38.0%)増加している(図18)。

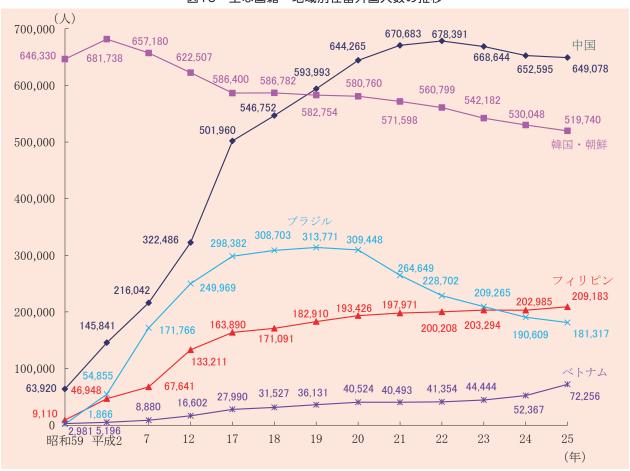


図18 主な国籍・地域別在留外国人数の推移

- (注1) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、平成24年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
- (注2) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、平成24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

❸ 目的(在留資格)別

(1)「永住者」・「特別永住者」(資料編2統計(1)12)

平成25年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、24年末と比べ3万814人(4.9%)増加の65万5,315人であり、全体の31.7%を占めている(表 9)。

表 9 在留資格別在留外国人数の推移

(人)

在留	 の資格		_	_	年	平成 21	22	23
計		(1)	2,125,571	2,087,261	2,047,349
	教				授	8,295	8,050	7,859
	芸				術	490	480	461
	宗				教	4,448	4,232	4,106
	報				道	271	248	227
	投資	•	糸	圣	営	9,840	10,908	11,778
	法 律	· 会	計	業	務	161	178	169
	医				療	220	265	322
	研				究	2,372	2,266	2,103
	教				育	10,129	10,012	10,106
自中	技				術	50,493	46,592	42,634
期	人文知]識・	国院	祭業	務	69,395	68,467	67,854
長期在留者に該当し得る在留資格	企 業	内	#	云	勤	16,786	16,140	14,636
者に	興				行	10,966	9,247	6,265
に該	技				能	29,030	30,142	31,751
当	技 能	実 習	1	号	イ		2,707	3,991
得	技 能	実 習	1	号	口		47,716	57,187
るた	技 能	実 習	2	号	イ		1,848	2,726
留	技 能	実 習	2	号	口		47,737	78,090
資格	文	化	活		動	2,780	2,637	2,209
10	留				学	145,909	201,511	188,605
	就				学	46,759		
	研				修	65,209	9,343	3,388
	家	族	滞		在	115,081	118,865	119,359
	特	定	活		動	130,636	72,374	22,751
	永	住			者	533,472	565,089	598,440
	日本	人の世	记作	者	等	221,923	196,248	181,617
	永住者	皆の世	记作	者	等	19,570	20,251	21,647
	定	住			者	221,771	194,602	177,983
特	別	永	住		者	409,565	399,106	389,085
	≓ #n +c							·

	(人)
24	25
2,033,656	2,066,445
7,787	7,735
438	432
4,051	4,570
223	219
12,609	13,439
159	149
412	534
1,970	1,910
10,121	10,076
42,273	43,038
69,721	72,319
14,867	15,218
1,646	1,662
33,863	33,425
4,121	3,683
59,160	57,997
2,869	2,788
85,327	90,738
2,320	2,379
180,919	193,073
1,804	1,501
120,693	122,155
20,159	22,673
624,501	655,315
162,332	151,156
22,946	24,649
165,001	160,391
381,364	373,221

	在留者 在留資			60,550	46,890	31,159
短	期	滞	在	33,378	29,093	23,978
未	取	仅 得 者		12,376	9,874	3,506
_	時	庇	護	30	30	29
そ	の他		他	14,766	7,893	3,646

外国人登録者数(①+②)	2,186,121	2,134,151	2,078,508
--------------	-----------	-----------	-----------

⁽注) 平成24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

「永住者」について平成21年末から25年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、25年末には、21年末の53万3,472人と比べ12万1,843人(22.8%)増加している。

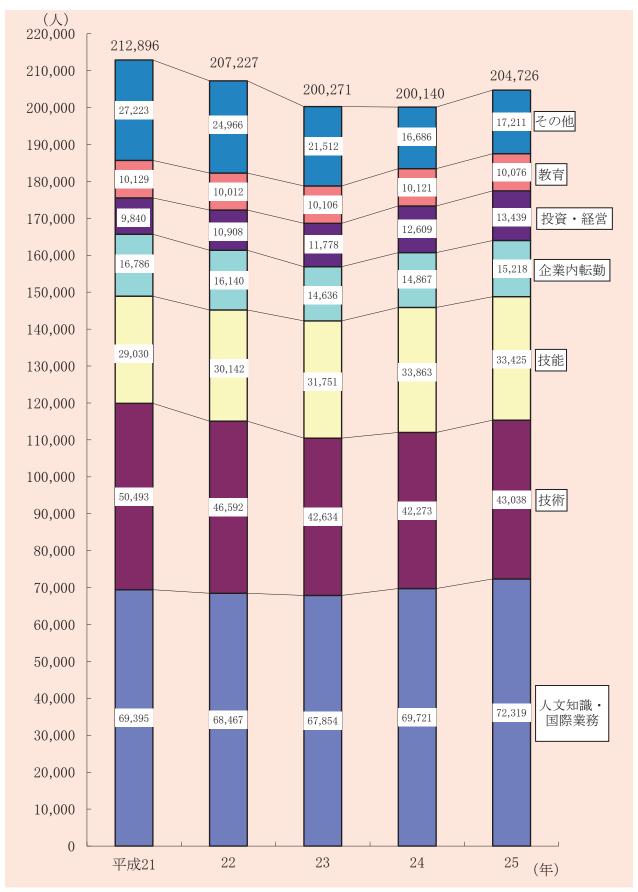
また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、平成25年末では、中国が20万4,927人と最も 多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人(いわゆるニューカマー)の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

(2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 (資料編2統計(1) 1-2~6-2)

平成25年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格(入管法別表第一の一の表及び二の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。)を持つ中長期在留者数は24年末と比べ4,586人(2.3%)増加の20万4,726人(9.9%)で、22年末から減少傾向が続いていたが増加に転じている(図19)。

図19 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



- (注1) 平成23年末までは外国人登録者数,24年末以降は中長期在留者数である。
- (注2) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術」,「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、平成25年末現在、「技術」4万3,038人、「人文知識・国際業務」7万2,319人、「企業内転勤」1万5,218人であり、24年末と比べ、それぞれ765人(1.8%),2,598人(3.7%),351人(2.4%)といずれも増加している。

平成25年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の中長期在留者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ21.0%、35.3%、7.4%となっている。

(3) 「留学」(資料編2統計(1) 9-2)

平成25年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、24年末と比べ 1万2,154人 (6.7%) 増加の19万3,073人で、全体の9.3%であった。これを国籍・地域別に見ると、中国が10万7,435人で全体の55.6%を占めており、これにベトナムが2万1,231人 (11.0%) で続いている。

(4) 「技能実習1号及び2号」(資料編2統計(1) 7-2,8-2)(注)

平成25年末現在における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は6万1,680人で、24年末と比べ1,601人(2.5%)減少している。これを国籍・地域別に見ると、中国が4万571人で全体の65.8%を占めており、以下、ベトナム9.857人(16.0%)、フィリピン4,193人(6.8%)、インドネシア3.885人(6.3%)と続いている。

平成25年末現在における「技能実習 2 号」の在留資格による中長期在留者数は 9 万3,526 人で、24年末と比べ5,330人(6.0%)の増加であった。これを国籍・地域別に見ると、中国が 6 万6,603人で全体の71.2%を占めており、以下、ベトナム 1 万1,775人(12.6%)、インドネシア6,179人(6.6%)、フィリピン5,884人(6.3%)の順となっている。

(5) 「研修」(資料編2統計(1) 10-2)

平成25年末現在における「研修」の在留資格による中長期在留者数は1,501人で,24年末と比べ303人(16.8%)減少した。これを国籍・地域別に見ると,中国が336人(22.4%)と最も多く,次いでタイ218人(14.5%),ベトナム196人(13.1%)の順となっている。

(6) 「特定活動」(資料編2統計(1) 11-2)

平成25年末現在における「特定活動」の在留資格による中長期在留者数は2万2,673人で,24年末と比べ,2,514人(12.5%)増加した。これを国籍・地域別に見ると,韓国・朝鮮が4,670人で全体の20.6%を占めており、以下、中国4,033人(17.8%),フィリピン1,847人(8.1%),台湾1,743人(7.7%)の順となっている。

⁽注) 「技能実習1号」は「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を,また,「技能実習2号」は「技能実習2号イ」 及び「技能実習2号ロ」をそれぞれ合算した数である。

(7) 身分又は地位に基づいて在留する外国人 (資料編2統計(1) 13-2.14-2)

平成25年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は15万 1.156人で在留外国人全体の7.3%を占めている。21年末から25年末までの推移を見ると減少 傾向にあり、25年末は24年末と比べ1万1.176人(6.9%)減少している。

国籍・地域別に見ると、中国が3万8.852人で全体の25.7%を占めており、次いでフィリ ピン3万561人(20.2%). ブラジル1万7.266人(11.4%)の順となっている。21年末から 25年末までの推移を国籍・地域別に見ると、21年末に中国がブラジルを抜き第1位となる一 方. ブラジルは毎年減少傾向が続いている。

平成25年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は16万391人で在留 外国人全体の7.8%を占めている。21年末から25年末までの推移を見ると、「日本人の配偶 者等」と同様、減少傾向にあり、25年末は24年末と比べ4,610人(2.8%)減少している。

国籍・地域別に見ると、ブラジルが4万7,903人(29.9%)を占めており、これにフィリ ピン4万2.156人(26.3%). 中国2万6.240人(16.4%)が続いている。また. 平成21年末 から25年末までの推移を見ると、フィリピンが一貫して増加している。

4 総在留外国人数

総在留外国人数は、入管法上の在留資格又は特別永住者の地位をもって本邦に在留してい る外国人の総数であり、在留外国人数(中長期在留者数と特別永住者数の合計数)に入管法 上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④のいずれかにあてはま る者の数を加えたものである。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定めるもの(「特定活動」の在留資格 が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所(台北駐日文化経済代表処等)若しくは駐日 パレスチナ総代表部の職員又はその家族)

平成25年末現在における総在留外国人数は、232万5,608人であり、25年末の在留外国人数 より25万9,163人多かった。これを在留の資格別に見ると、「永住者」が65万5,315人で全体 の28.2%を占め、以下、「特別永住者」37万3,221人(16.0%)、「短期滞在」23万9,792人 (10.3%), 「留学」19万3,075人(8.3%) の順となっている(図20, 21, 表10)。



図20 総在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

- (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
- (注2) 平成23年末までは外国人登録者数,24年末以降は在留資格又は特別永住者の地位をもって在留する総在留外国人数である。
- (注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

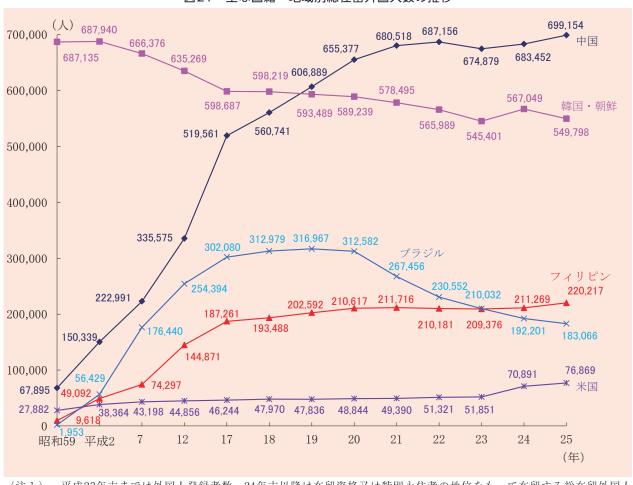


図21 主な国籍・地域別総在留外国人数の推移

- (注1) 平成23年末までは外国人登録者数,24年末以降は在留資格又は特別永住者の地位をもって在留する総在留外国人数である。
- (注2) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に 「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

表 10 在留資格別総在留外国人数の推移

(人)

年		外国人登録者数		在留外	国人数	総在留外	(人)
左切の姿物	平成 21	22	23	24	25	24	25
在留の資格 総 数	2,186,121	2,134,151	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,249,720	2,325,608
外 交	, , , ,					8,137	8,159
公用						8,468	8,342
教 授	8,295	8,050	7,859	7,787	7,735	7,849	7,786
芸 術	490	480	461	438	432	440	439
宗教	4,448	4,232	4,106	4,051	4,570	4,051	4,574
報道	271	248	227	223	219	223	219
投 資・経 営	9,840	10,908	11,778	12,609	13,439	12,609	13,439
法律・会計業務	161	178	169	159	149	159	149
医療	220	265	322	412	534	412	534
研 究	2,372	2,266	2,103	1,970	1,910	1,980	1,918
教 育	10,129	10,012	10,106	10,121	10,076	10,121	10,078
技 術	50,493	46,592	42,634	42,273	43,038	42,287	43,049
人文知識 • 国際業務	69,395	68,467	67,854	69,721	72,319	69,728	72,330
企業内転勤	16,786	16,140	14,636	14,867	15,218	14,909	15,242
興 行	10,966	9,247	6,265	1,646	1,662	3,030	3,167
技 能	29,030	30,142	31,751	33,863	33,425	33,865	33,427
技能実習1号イ		2,707	3,991	4,121	3,683	4,121	3,683
技能実習1号口		47,716	57,187	59,160	57,997	59,160	57,997
技能実習2号イ		1,848	2,726	2,869	2,788	2,869	2,788
技能実習2号口		47,737	78,090	85,327	90,738	85,332	90,746
文 化 活 動	2,780	2,637	2,209	2,320	2,379	2,369	2,428
短 期 滞 在	33,378	29,093	23,978			197,128	239,792
留 学	145,909	201,511	188,605	180,919	193,073	180,929	193,075
就 学	46,759						
研 修	65,209	9,343	3,388	1,804	1,501	1,909	1,617
家 族 滞 在	115,081	118,865	119,359	120,693	122,155	120,707	122,171
特 定 活 動	130,636	72,374	22,751	20,159	22,673	20,784	23,727
永 住 者	533,472	565,089	598,440	624,501	655,315	624,501	655,315
日本人の配偶者等	221,923	196,248	181,617	162,332	151,156	162,332	151,156
永住者の配偶者等	19,570	20,251	21,647	22,946	24,649	22,946	24,649
定 住 者	221,771	194,602	177,983	165,001	160,391	165,001	160,391
特別永住者	409,565	399,106	389,085	381,364	373,221	381,364	373,221
未 取 得 者	12,376	9,874	3,506				
一 時 庇 護	30	30	29				
そ の 他	14,766	7,893	3,646				

⁽注) 平成23年末までは外国人登録者数,平成24年末以降は,中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数及び在留 資格又は特別永住者の地位をもって在留する総在留外国人数である。

第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は近年増加傾向にあったところ,平成21年をピークに減少に転じ,25年は,24年と比べ16万5,160件(16.5%)減少して,83万4,024件となった。ただし,この大幅な減少は,後記5のとおり,「みなし再入国許可制度」の導入により,再入国許可件数が大幅に減少したことによるものであり,特別永住許可件数を除く,他の許可件数は増加傾向にある(表11)。

										(1年)
区分					年	平成 21	22	23	24	25
総					数	1,403,111	1,375,600	1,358,896	999,184	834,024
資	格	5	4	活	動	147,528	163,654	136,450	146,920	164,634
在	留	資	格	変	更	149,046	188,178	132,834	124,192	135,289
在	留	期	間	更	新	444,330	389,439	377,645	407,570	426,016
永					住	53,820	47,898	41,327	42,029	45,066
特		別	疗	ķ	住	140	105	102	147	113
在	留	資	格	取	得	8,303	7,531	6,528	8,235	8,724
再		-	ζ		玉	599,944	578,795	664,010	270,091	54,182

表 11 在留審査業務許可件数の推移

(件)

- (注1) 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。
- (注2) 「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。
- (注3) 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。
- (注4) 平成22年版から平成25年版に掲載している本表「永住及び特別永住の区分」については、以下のとおり誤った数値(件数)が掲載されておりますのでご注意願います。
- (正) 平成21年:「総数 1,403,111」,「永住 53,820」,「特別永住 140」 平成22年:「総数 1,375,600」, 「永住 47,898」
- (誤) 平成21年:「総数 1,403,250」,「永住 53,960」,「特別永住 139」 平成22年:「総数 1,375,705」, 「永住 48,003」



在留審査窓口風景

1 在留資格の変更許可

平成25年に在留資格変更許可を受けた外国人は13万5,289人で,24年と比べ1万1,097人(8.9%)増加している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は,「留学」の在留資格により在留しているが,これらの中には,勉学終了後,我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

平成25年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は1万1,647人で,24年と比べ678人(6.2%)増加している。15年以降一貫して増加傾向にあったところ,世界的な不況の影響を受け,20年をピークに減少に転じたが,その後,回復の兆しが見られ,25年には過去最高を記録している(表12)。

表 12 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(/生)

													(1年)
在留]資格		_	_	_			年	平成 21	22	23	24	25
総								数	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647
人	文	知	識	•	玉	際	業	務	6,677	5,422	6,006	7,565	7,962
技								術	2,154	1,390	1,670	2,227	2,428
教								授	444	512	419	588	634
投		資		•		経		営	128	275	291	356	321
研								究	97	93	78	119	107
医								療	24	54	34	29	90
教								育	31	46	46	41	51
宗								教	3	12	12	9	16
技								能	4	11	11	4	4
芸								術	8	5	5	3	4
興								行	2	3	1	2	0
そ				0)				他	12	8	13	26	30

在留資格別に見ると,「人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可を受けた外国人 が7,962人(68.4%)で最も多く、平成24年と比べ397人(5.2%)増加している。また、25 年に「技術」の在留資格への変更許可を受けた外国人は2,428人(20.8%)となっており、 これら2つの在留資格で全体の89.2%を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が7.637人と全体の65.6%を占め、次いで韓国1.227人 (10.5%),ベトナム424人(3.6%)の順となっている(表12, 13)。

表 13 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

									(117
国籍	· 地域			年	平成 21	22	23	24	25
総				数	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647
中				国	6,333	4,874	5,344	7,032	7,637
韓				国	1,368	1,205	1,209	1,417	1,227
ベ	1		ナ	ム	161	167	242	302	424
台				湾	285	279	302	352	360
ネ	٦٩		_	ル	173	141	149	224	293
タ				イ	101	119	109	170	167
バ	ング	ラ	デ シ	ユ	125	107	139	162	137
米				国	67	87	107	130	131
マ	レ	_	シ	ア	105	65	71	116	124
11	ヤ	ン	マ	_	94	63	89	106	122
そ		0)		他	772	724	825	958	1,025

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 「技能実習2号」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、 技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創 設された制度である。22年7月1日からは新しい技能実習制度の運用が開始され、「技能 実習1号」により修得した技能等にさらに習熟するため、既に修得した技能等を要する業 務に従事する場合には、「技能実習2号」への在留資格変更許可が必要とされている。

「技能実習 2 号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、平成26年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎 1 級及び基礎 2 級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等53職種及び国家試験ではないが公益財団法人国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等15職種の合計68職種となっている。

平成25年中の「技能実習2号」への移行者数は24年と比べ40人(0.1%)増加し、4万8,792人となっており、5年に技能実習制度が創設されてから25年末までの「技能実習」への移行者数の累計は58万人を超えている(注)。

平成25年に「技能実習 2 号」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、中国 3 万5,463人(72.7%)、ベトナム5,861人(12.0%)、インドネシア2,979人(6.1%)、フィリピン2,937人(6.0%)、タイ925人(1.9%)の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、溶接、プラスチック成形の順になっている(表14、15)。

表 14 国籍・地域別「技能実習 2号」(在留資格「特定活動(技能実習)」を含む)への移行者数の推移

(人)

_									(70)
国籍・	· 地域			年	平成 21	22	23	24	25
総				数	62,207	49,166	45,013	48,752	48,792
中				玉	49,032	39,616	35,209	36,448	35,463
ベ	ŀ	-	ナ	7	4,972	3,349	3,658	5,520	5,861
イ	ンド	ネ	シ	ア	3,467	2,272	2,496	2,689	2,979
フ	イ	IJ	ピ	ン	3,127	2,806	2,464	2,550	2,937
タ				イ	1,082	691	794	913	925
そ		0)		他	527	432	392	632	627

- (注1) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。
- (注2) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は22年7月1日から施行されたもの。旧制度の「特定活動(技能実習)」は現行制度の「技能実習2号」に対応する。
- (注3) 表の平成21年の数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」に移行した者の数。22年の数は、旧制度において 「特定活動(技能実習)」に移行した者の数と現行制度において「技能実習2号」に移行した者の数を合わせた数。

⁽注) 平成22年の数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」に移行した者の数と現行制度において「技能実習 2 号」 に移行した者の数を合わせた数である。

表 15 職種別「技能実習 2 号」(在留資格「特定活動(技能実習)」を含む)への移行者数の推移

(人) 年 平成 21 22 23 24 25 職種 数 62,207 45,013 48,752 48,792 総 49,166 供 11.428 10,252 7,840 8,095 8,141 婦 子 服 製 造 人 接 5,569 4,040 3,568 4.053 3,824 溶 プ ラ ク 形 4,454 2,987 3,661 3,255 3,135 ス チ 成 ッツ 機 加 Ι. 3,203 1,490 2,136 2,526 2,245 械 ス 2,769 1,625 1,719 1,928 1,759 属 V 金 装 1,766 1,128 1,320 1,379 1,297 塗 び と 993 819 866 994 614 470 鉄 筋 施 工 987 709 812 856 鋳 造 977 752 863 912 787 型 枠 施 工 877 604 392 532 739 築 大 工 402 376 338 399 464 建 紳 士 服 製 造 631 681 448 470 437 具 製 作 435 259 281 316 276 家 械 139 175 建 設 機 施 工 179 171 134 管 配 215 146 106 75 82 そ 他 27,322 23,127 21,123 22,995 23,581

② 在留期間の更新許可

平成25年中に在留期間更新許可を受けた外国人は42万6,016人で,24年と比べ1万8,446件(4.5%)増加している。

3 永住許可

永住許可を受けた外国人は、平成19年に過去最高の6万509人となり、その後は減少傾向にあったが、24年から再び増加に転じ、25年は4万5,066人で、24年と比べ3,037人(7.2%)増加している(表16)。

⁽注1) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は22年7月1日から施行されたもの。旧制度の「特定活動(技能実習)」は現行制度の「技能実習2号」に対応する。

⁽注2) 表の平成21年の数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」に移行した者の数。22年の数は、旧制度において 「特定活動(技能実習)」に移行した者の数と現行制度において「技能実習2号」に移行した者の数を合わせた数。

表 16 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍・地域			平成 21	22	23	24	25		
総				数	53,820	47,898	41,327	42,029	45,066
中				玉	16,957	16,714	16,436	17,471	19,799
フ	イ	IJ	ピ	ン	9,248	9,157	7,210	7,373	6,385
ブ	ラ		ジ	ル	11,430	7,549	5,172	4,867	4,572
韓	玉	•	朝	鮮	4,060	3,760	3,221	2,902	3,378
~		ル		_	2,389	1,756	1,335	1,116	1,158
そ		の		他	9,736	8,962	7,953	8,300	9,774

- (注1) 平成23年までの「中国」は台湾、中国(香港)、中国(その他)を含む数である。
- (注2) 平成24年以降の「中国」は中国(香港),中国(その他)を含む数である。

4 在留資格の取得許可

平成25年に在留資格取得許可を受けた外国人は8,724人で,24年と比べ489人(5.9%)増加している。

5 再入国許可

平成25年に再入国許可を受けた外国人は5万4,182人で,24年と比べ21万5,909人(79.9%)も大幅に減少している。

これは、平成24年7月に施行された改正入管法により「みなし再入国許可制度」が導入されたことにより、有効な旅券及び在留カード等を所持する外国人は、出国する際に、出国後1年以内(特別永住者は2年以内)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなったことによる。

なお、平成25年に再入国許可により我が国を出国した外国人は176万1,710人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は121万1,712人となっており、全体の68.8%を占めている。

6 資格外活動の許可

平成25年に資格外活動許可を受けた外国人は16万4,634人で,24年と比べ1万7,714人(12.1%)増加している。

第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

● 在留カードの交付件数

平成25年における在留カードの交付件数は104万4,341件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可が79万8,190件であり、全体の76.4%を占めており、以下、切替交付申請によるものが20万7,351件(19.9%)、再交付申請によるものが2576,732件(19.9%)、有効期間更新によるものが19.9%0.6%)の順となっている。

また、地方入国管理局管内別に見ると、東京局が59万2,597件であり、全体の56.7%を占めており、以下、名古屋局20万1,479件(19.3%)、大阪局13万3,581件(12.8%)、福岡局4万3,147件(4.1%)の順となっている(表17)。

	地 方 入 国 管理局管内 総数		上陸•在留資 格関係許可	住居地以外の 記載事項変更 届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請	新規交付申請
総	数	1,044,341	798,190	4,630	6,089	26,732	207,351	1,349
札	幌	10,223	8,704	27	34	173	1,271	14
仙	台	18,315	12,874	72	54	328	4,911	76
東	京	592,597	459,375	2,878	2,905	15,494	111,184	761
名	古 屋	201,479	143,914	975	1,919	4,584	49,923	164
大	阪	133,581	102,932	427	821	3,724	25,499	178
広	自	31,524	24,722	86	132	727	5,812	45
高	松	13,475	11,382	62	76	289	1,654	12
福	置	43,147	34,287	103	148	1,413	7,097	99

表 17 在留カード交付件数 (平成 25 年)

② 特別永住者証明書の交付件数

平成25年における特別永住者証明書の交付件数は1万9,439件であった。これを項目別に見ると、切替交付申請によるものが1万540件であり、全体の54.2%を占めており、以下、再交付申請によるものが3,994件(20.5%)、有効期間更新によるものが2,036件(10.5%)、住居地以外の記載事項変更届出によるものが1,454件(7.5%)の順となっている(表18)。

	特別永住 許 可 (第4条)	特 別 永 住 許 可 (第5条)	住居地以 外の記載 事 項 出	有効期間 更 新	再 交 付 請	切替交付 申 請	新規交付 請	事前交付 申 請	総数
交 付 件 数	984	122	1,454	2,036	3,994	10,540	256	53	19,439

表 18 特別永住者証明書交付件数 (平成 25 年)

コラム 入管行政の最前線から(在留審査担当入国審査官の声) (東京入国管理局留学審査部門:熊田翔子)

私が所属する留学審査部門は、その名のとおり我が国への留学を目的とする在留資 格を専門的に取り扱っている部門です。「留学」という言葉は、入管行政だけでな く、広く一般的に使われる言葉であるため、非常に身近に感じる在留資格の一つと言 えるのではないでしょうか。

「留学」と一括りにされていますが、入管法上、その対象となる学校は、我が国

の大学, 高等専門学校, 高等学 校. 特別支援学校の高等部. 専 修学校. 各種学校及び日本語学 校など様々なものがあります。 いずれの学校を選択する外国人 留学生も日本で学ぶ意欲を強く 持って来日しており、その人数 は年々増加しています。日本政 府は平成20年7月. 「留学生30 万人計画」を発表し、我が国と しても今後更に多くの優秀な外 国人留学生を受け入れていくこ とが目標とされています。

そうした中で、平成25年末に おける「留学」の在留資格によ



る在留外国人数は、19万3.073人で、前年末に比べ1万2.154人(6.7%)増加していま す。東京入国管理局においても、在留する留学生からの在留期間の更新許可申請及び 在留資格の変更許可申請の件数や我が国への留学を希望する外国人が入国前に申請す る在留資格認定証明書交付申請の件数も益々増加しています。さらに、その内訳を国 籍別に比較すると、これまで多くの割合を占めていた中国人留学生だけでなく、ネ パールやベトナムなど他のアジアの国からの留学生が急増していることが近年の特徴 として挙げられます。

私は、留学審査部門において、在学状況や在留状況を精査し、在留期間の更新又は 在留資格の変更を認めるに足りる相当の理由があるかどうかといったいわゆる相当性 等について審査をしています。また、「留学」の在留資格については、受入れ機関で ある学校が留学生の管理責任を担っており、適正な在籍管理が行われているかも重要 なポイントです。そして、私が審査の中でとても重要だと感じているのは、留学生が 真摯に勉学を行う意思・能力を有しているかどうかの判断です。留学生は若者が多 く、日本での生活には多くの誘惑もあるかと思います。その中でも初心を忘れず、勉 学に勤しむ留学生を見ると、彼らを応援したくなると同時に私自身もしっかりとした 審査を心がけなければいけないという責任に身の引き締まる思いがします。

これからも国策の一端を担う責任感を持ち、適正な審査を行うことを心に留め置 き、日々の業務を遂行していきたいと思います。

第3章 技能実習制度の実施状況

第1節 制度の概要

研修・技能実習制度は、我が国で培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とする制度であるが、近年、一部の受入れ機関において制度の趣旨を十分に理解せず、研修生や技能実習生を低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが行われている事案が増加し、また、傘下の企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体の存在や研修生をあっせんして不当な利益を得るブローカーの存在も指摘されていた。

このような状況に対処するため、平成22年7月に新しい技能実習制度の運用が開始され、 実務を伴う研修を行う場合、原則として雇用契約に基づき技能等修得活動を行うことを義務付け、当該活動を行う期間中の技能実習生が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令上の保護 を受けられるように措置するとともに、団体監理型の受入れにおいて、従来、1年目の研修に ついてのみ団体が監理を行っていたところを、2年目以降の技能実習についても団体の責任と 監理の下で行うこととした。

新制度では、専門的な知識を有する者による技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習の実施を義務付け、さらに、監理団体の指導・監理・支援体制を強化するため、監理団体の要件として、①監理団体の職員等が、1月に1回以上、実習実施機関に赴き技能実習の実施状況を確認・指導すること、②監理団体の役員が、3月に1回以上、監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告すること、③相談員の設置などにより監理団体が技能実習生からの相談に対応する措置を講じていること、などを規定している。

また、平成24年11月1日に、基準省令等を改正し、技能実習生の保護の強化及び適正な技能 実習制度の運用を図った。具体的には、①技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行った実 習実施機関等に対する新たな技能実習生の受入れを認めない期間の始期を明確化、②監理団体 等について過去5年間に虚偽申請に関与していた場合に受入れを認めないとすること、③実習 実施機関や監理団体が不正行為を行った場合は直ちに地方入国管理局等に対し不正行為事実を 報告することを要件とすること等の改正を行ったものである。

さらに、平成25年12月に、同年4月の行政評価・監視結果報告書による指摘を受けて、監理団体による監査の適正化を図るため、監査の視点、手順、方法等をより具体的に示すとともに、監査が適切に行われなかった場合に適用される不正行為について具体化・明確化を図ることとし、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を改訂した。

第2節 不適正な事案への対処

入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを5年間、3年間又は1年間停止している。平成25年中に「不正行為」を通知した機関は230機関であった。

これを受入れ形態別に見ると、団体監理型での受入れ機関が230機関(100.0%)であった (企業単独型で受け入れた機関はなし。)。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別で は、監理団体が20機関(8.7%)、実習実施機関が210機関(91.3%)となっている(表19)。

表 19 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

(機関)

受入れ形態	年	平成 21	22	23	24	25
企 業	単 独 型	2	3	2	0	0
	理 団 体 欠受入れ機関)	34	17	14	9	20
監理型 実 習 (第二)	実施機関 欠受入れ機関)	324	143	168	188	210
i i	計	360	163	184	197	230

「不正行為」の類型別では、「人権侵害行為」、「技能実習計画との齟齬」、「講習期間中の業務への従事」の順に多く、この3類型で全体の73.2%を占めている(表20)。

このように、研修・技能実習については、不適正な行為に及ぶ機関も未だ相当数存在していることから、より適正な制度の運用に資するよう、引き続き新制度導入後の状況把握に努めることとしており、関係機関との連携を密にし、実習実施機関などに対する実態調査を積極的に行い、必要に応じて改善を求めていくこととしている。

表 20 類型別「不正行為」件数(平成 25 年)

(件)

小水火料 团体監理型											
類	型		業単独(0機関)					実	習実施機		計
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	20 機関 上陸基 準省令		旧指針	210 機関 上陸基 準省令	小計	(230 機関)
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
研修・技能実習計画と の齟齬	研修・技能実習計画と の齟齬	0	0	0	1	13	14	0	73	73	87
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	16	16	16
その他虚偽文書の作成・ 行使	偽変造文書等の行使・ 提供	0	0	0	1	8	9	0	5	5	14
研修生の所定時間外作 業	研修生の所定時間外作 業	0	0	0	0	0	0	1	2	3	3
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁		0			0			0		
	旅券・在留カードの取 上げ	0	0	0	0	0	1	0	1	101	102
	賃金等の不払		0		U	0	1	U	99	101	102
	人権を著しく侵害する 行為		0			1			1		
問題事例の未報告等	実習実施機関における 「不正行為の報告不履 行」・「実習継続不可能 時の報告不履行」		0						0		
	監理団体における「不 正行為等の報告不履 行」・「監査、相談体制 構築等の不履行」	0	0	0	0	7	7	0		0	7
	行方不明者の多発		0			0			0		
不法就労者の雇用・あっ せん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	2	23	25	25
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
	保証金の徴収等		0	0		0	0		2	2	2
	講習の期間中の業務へ の従事		0	0		10	10		69	69	79
	営利目的のあっせん行 為		0	0		0	0		0	0	0
		0	0		1	1		18	18	19	
		0	0		0	0		0	0	0	
=	it	0	0	0	3	40	43	3	320	323	366

⁽注1) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているので、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

⁽注2) 平成23年は、現行制度導入(平成22年7月)前後に発生した「不正行為」について通知を行っているところ、22年6月までの不正行為については「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」の類型に合わせて、22年7月以降の不正行為については上陸基準省令の規定に基づく類型に合わせて計上している。

第3節 技能実習制度の見直し

技能実習制度の見直しについては、現行の技能実習制度への見直しが行われた平成21年の入管法改正の際、衆・参両院法務委員会でそれぞれ附帯決議が付され、技能実習制度の在り方の 抜本的見直しについて総合的に検討することとされた。

制度の運用については、一部には、制度の趣旨を理解せず、不適正な受入れを行う監理団体や 実習実施機関等が存在する等、必ずしも技能等の移転による国際貢献との制度本来の趣旨・目 的に沿った運用が徹底されていないのではないかとの指摘がある。

一方で,技能実習制度の拡充の観点から,実習期間の延長や技能実習生の受入れ人数枠の増加等に関し,関係業界等から要請の声が多く寄せられるなど,制度全体の大きな見直しが求められている状況にある。

このような中、早急に制度の見直しの方向性を検討する必要があったことから、各界の有識者から意見を聴くために設けられた法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に外国人受入れ制度検討分科会を設け、同分科会において平成25年11月から技能実習制度についての議論が行われていたが、26年6月に「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」が取りまとめられ、法務大臣に報告された。

図22 技能実習制度の見直しの方向性検討結果概要

出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会における技能実習制度の見直しの方向性検討結果概要

〇基本的考え方

技能等の修得・移転を確実に達成する受入れ機関についてのみ受入れを認め、あわせて、技能実習生の人権保護の強化や監理団体の <u>欧監理体制の強化及び関係機関による監視体制の構築等</u>を目指し、技能実習制度から不適正団体を排除する

〇現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆技能等の修得・移転

・実習修了時の技能評価試験受験の義務がなく効果測定が不十分

☆監理団体による監理及び公的機関による監視

・法令上, 監理団体の体制等に関する規定がなく監理団体による指導・ 監督が不十分

- ・JITCOについて、法的根拠があいまいで、強制権限に基づかない調査・指導しか行えず実効性に限界がある
- ・悪質な受入れ機関に対するサンクションが不十分

☆技能実習生に対する人権侵害行為等への対応

- ・賃金不払い等の労働関係法令違反や技能実習生に対する人権侵害等 への保護体制が不十分
- ・相談体制が十分ではなく、技能実習生が申告しにくい状況
- ・雇用主を自由に変更できず、不適正な受入れ機関からの移籍への支援 が不十分

☆送出し機関

・違約金や保証金の徴収など、送出し機関の不正に対しては国内の適正 化だけでは不十分

☆実習期間

・最大3年間とされ、期間延長や再技能実習は認められていない

☆受入れ人数

・実習実施機関の常勤職員数に応じた人数枠(常勤職員数50人以下は 3人,51人~100人は6人等)となっている

数値をなる

・多能工化、技術進歩や送出し国の産業発展等に十分対応できていない

〇見直しの方向性

確実な技能等の修得・移転(制度趣旨・目的の徹底)

・実習修了時の技能評価試験の受験の義務化

監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化

- ・監理団体の義務・責任を明確化し、一定数の外部理事・監事設置又は 外部監査導入の義務化
- ・行政機関の監視体制強化、行政機関を補完する機関の位置付けの明確化により、政府が一貫して厳正な指導・監督を行う体制整備
- ・罰則の整備や不適正な監理団体等の名称の公表の検討

技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化

- ・人権侵害等を行った受入れ機関に対し、人権侵害の程度に応じて新たな罰則も含めて検討
- 通報窓口機能の充実・強化
- ・不適正な実習実施機関から他の機関へ転籍できる仕組みの構築

送出し機関への規制の実効性の強化

・送出し国政府による送出し機関規制強化のための2国間協定の締結を検討。あわせて、特定国に集中していることの適否の検討

実習期間の延長(又は再技能実習)

・優良な受入れ機関で一定の要件を満たす技能実習生へ、2年程度の 実習期間の延長又は再技能実習

受入れ人数の上限の見直し

・常勤職員数に応じた区分について、よりきめ細かい人数枠の設定 ・優良な受入れ機関への付加的人数増を認める

対象職種の拡大

- ・多能工化や技術進歩、送出し国の産業発展等に即した職種の追加
- ・介護等の分野の2号移行対象職種の拡充

※なお、技能実習になじまない分野での外国人受入れの可否、在り方については別途要検討

第4章 日本人の出帰国の状況

第1節 出国者

1 総数

平成25年における日本人出国者総数は1,747万2,748人と24年と比べ101万7,909人(5.5%)減少している(図23)。



図23 日本人出国者数の推移

② 男女別·年齡別

平成25年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が969万7,188人、女性が777万5,560人で、男性が全体の55.5%、女性が44.5%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が354万4,323人で出国者数全体の20.3%を占めており、以下、30歳代335万9,622人(19.2%)、60歳以上331万2,215人(19.0%)、50歳代293万2,836人(16.8%)、20歳代285万348人(16.3%)の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、10歳代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代は女性の占める比率が62.6%と極めて高くなっているが、これら以外の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている(図24)。

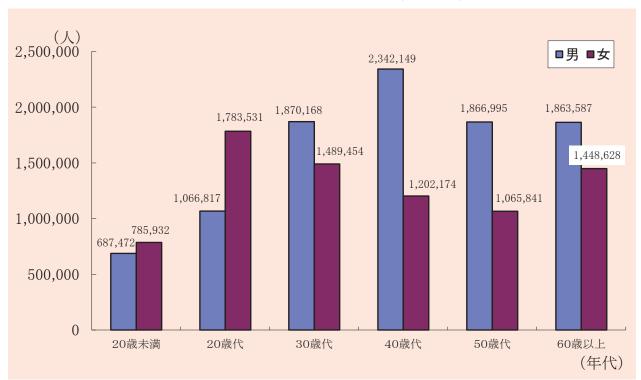


図24 男女別・年齢別日本人出国者数(平成25年)

3 空港·海港別

平成25年における日本人出国者数について、出国した空・海港別に見ると、空港を利用した出国者数は1,730万8,131人で全体の99.1%を占めている。外国人の入国者(空港利用者が94.5%)に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成25年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は805万1,684人で空港からの出国者数全体の46.5%、関西空港の利用者数が343万9,358人で19.9%を占めており、空港からの出国者数全体の66.4%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、羽田空港266万3,684人(15.4%)、中部空港153万321人(8.8%)の順になっている。

一方、平成25年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が9万4,150人で海港からの出国者数全体の57.2%、横浜港が1万3,251人で8.0%を占めており、海港からの出国者数全体の65.2%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、下関港1万2,937人(7.9%)、神戸港6,658人(4.0%)、大阪港5,058人(3.1%)の順となっている。

第2節 帰国者



空港上陸審査風景

平成25年における日本人帰国者総数は1,742万1,997人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人数が1,585万9,880人で全体の91.0%を占めており、このうち10日以内に帰国した人数は1,432万1,039人で、出国後1月以内に帰国した日本人の90.3%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光,ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し,速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない(表21)。

表 21 滞在期間別日本人帰国者数の推移

													() ()
滞在期間	 引	_	_	_	_	_	_	年	平成 21	22	23	24	25
総								数	15,432,549	16,611,884	16,921,103	18,408,185	17,421,997
5		日			以			内	9,341,903	9,904,585	10,039,111	10,916,364	9,898,557
5 日	を	超	え	て	10	日	以	内	3,613,776	4,002,339	4,055,123	4,448,480	4,422,482
10 日	を	超	え	て	20	日	以	内	897,894	998,258	1,054,248	1,129,239	1,130,386
20 日	を	超 .	え	て	1	月	以	内	298,834	347,066	388,970	404,327	408,455
1 月	を	超	え	て	3	月	以	内	529,070	542,196	588,327	639,672	658,643
3 月	を	超	え	て	6	月	以	内	324,165	314,762	323,218	357,644	376,109
6 月	を	超	え	て	1	年	以	内	290,320	258,013	256,264	270,945	291,269
1 年	を	超	え	て	3	年	以	内	124,015	124,335	119,588	137,043	134,050
3	年	を		起	3	え		る	7,479	8,567	8,281	11,045	12,966
不								詳	5,093	111,763	87,973	93,426	89,080

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成26年1月1日現在の不法残留者(許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者)数は5万9,061人であり、25年1月1日現在の6万2,009人と比べ2,948人(4.8%)減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べ23万9,585人(80.2%)減で、一貫して減少している。

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、総合的な対策の効果によるものである。

① 国籍·地域別

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっているところ、26年1月1日現在は、韓国が1万4,233人で最も多く、全体の24.1%を占めており、以下、中国8,257人(14.0%)、フィリピン5,117人(8.7%)、タイ4,391人(7.4%)、台湾3,557人(6.0%)、マレーシア1,819人(3.1%)、ベトナム1,471人(2.5%)の順となっている。

平成5年5月1日以降の推移を見ると、韓国については、「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少を続けていたが、25年7月からの査証発給の緩和措置等により、「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し、25年1月1日と比べ、833人(23.4%)の増加となっている。またベトナムについても、25年1月1日と比べ、361人(32.5%)増加となっており、2年続けて増加している(表22、図25)。

表 22 国籍・地域別不法残留者数の推移

(人)

年月日国籍・地域	平成5年5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日
総数	298,646	293,800	286,704		282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552
韓国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874
中国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100
タイ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693
台湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442
ベトナム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556
スリランカ	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909
ペルー	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322
その他	81,240	75,449	71,273	70,559	71,574	69,437	65,742	61,947	58,614	58,671	59,157
											(人)
年月日国籍・地域	16年 1月1日	17年 1月1日	18年 1月1日	19年	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日	26年 1月1日
総数	219,418		193,745		149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061
韓国	46,425	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607	14,233
中 国	33,522	32,683	31,074	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730	8,257
フィリピン	31,428	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722	5,117
タイ	14,334	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558	4,391
台湾	7,611	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047	3,557
マレーシア	8,476	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192	1,819

(注) 「中国」には、中国(香港)及び中国(その他)を含まない。

3,916

3,075

4,209

6,624

56,044

4,071

3,587

4,590

5,997

49,576

3,959

2,241

4,042

5,283

3,362

2,207

3,615

4,481

41,600 36,415 28,396

2,527

2,128

2,796

3,396

1,531

2,107

1,952

2,402

23,965

1,221

1,789

1,498

1,794

21,769

1,014

1,586

1,256

1,377

19,668

1,110

1,304

1,084

1,143

18,512

1,471

1,079

1,019

1,014

17,104

ベトナム

シンガポール

スリランカ

ペル

そ

3,582

3,216

4,242

7,230

59,352

他

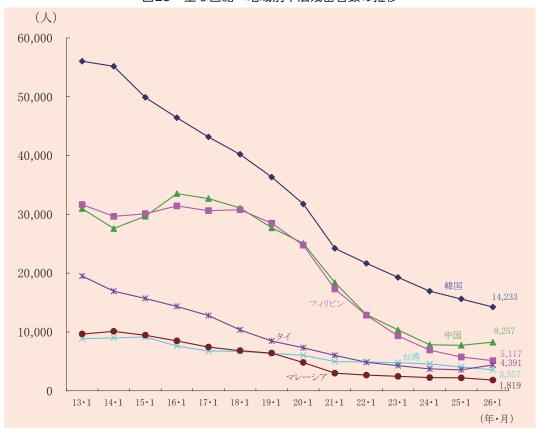


図25 主な国籍・地域別不法残留者数の推移

2 在留資格別

平成26年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、昨年に引き続き「短期滞在」が4万1,403人で最も多く、全体の70.1%を占めている。以下、「日本人の配偶者等」3,719人(6.3%)、「留学」2,777人(4.7%)、「興行」2,224人(3.8%)、「定住者」1,954人(3.3%)となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は2,540人(5.8%)、「日本人の配偶者等」は572人(13.3%)、「留学」は70人(2.5%)、「興行」は208人(8.6%)、「定住者」は134人(6.4%)と上位5在留資格は全て減少している(表23)。

(人) 年月日 25年 平成 21 年 26年 22年 23年 24年 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 在留資格 67,065 総 113,072 91,778 78,488 62,009 59,061 54,220 滞 在 76,651 63,169 46,845 43,943 41,403 日本人の配偶者等 7,576 6,456 5,843 5,060 4,291 3,719 留 学 8,276 5,842 4,322 3,187 2.847 2,777 興 行 5,015 4,120 3,425 2.956 2,432 2,224 定 者 4,044 3,505 3,199 2,627 2,088 住 1,954 そ 他 11,510 8,686 7.479 6.390 6.408 6,984

表 23 在留資格別不法残留者数の推移

(注) 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(平成22年7月1日施行前の入管法上の在留資格) だった者の数も含まれる。

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 概要

平成25年に退去強制手続を執った入管法違反者は1万1,428人で,24年と比べ3,750人減少している。このうち,出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は2,479人であった。

退去強制事由別に見ると、不法残留8,713人(76.2%)、不法入国1,128人(9.9%)、資格外活動493人(4.3%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている(表24)。

国籍・地域別に見ると、中国が4,044人(35.4%)と最も多く、11年連続で最多となっている。次いで、フィリピン1,778人(15.6%)、韓国1,336人(11.7%)の順となっており、これら上位3か国で全体の62.6%を占めている(表25)。

また、平成25年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた者は7.038人で全体の61.6%を占めている。

表 24 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

										(70)
退去引	金制事由				年	平成 21	22	23	24	25
総					数	32,661	24,213	20,659	15,178	11,428
不	注	Ė	入		国	5,373	3,867	2,862	1,875	1,128
不	注	Ė	上		陸	186	134	164	187	199
資	格	夕	Ļ	活	動	810	751	542	617	493
不	注	Ė	残		留	25,503	18,578	15,925	11,439	8,713
刑	罰	法	令	違	反	531	529	619	527	430
そ		0))		他	258	354	547	533	465
不	法	勍	È	労	者	26,545	18,490	13,913	8,979	7,038

表 25 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・	地域	_		年	平成 21	22	23	24	25
総				数	32,661	24,213	20,659	15,178	11,428
中				国	9,522	7,294	6,350	4,545	4,044
フ	イ	リ	ピ	ン	6,370	5,058	4,346	2,972	1,778
韓				玉	3,934	3,215	2,625	2,028	1,336
ベ	1		ナ	ム	1,373	887	717	592	688
タ				イ	1,832	1,475	1,108	786	604
ブ	ラ		ジ	ル	536	581	825	814	422
イ	ンド	2	ネシ	ア	1,632	735	449	327	271
~		ル		_	1,216	742	597	402	200
ス	リ	ラ	ン	カ	1,171	624	449	303	199
ア	メ		IJ	カ	124	176	258	218	192
そ		の		他	4,951	3,426	2,935	2,191	1,694

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

2 退去強制事由別

(1) 不法入国

平成25年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者(注)は1,128人(9.9%)であり、24年と比べ747人(39.8%)減少した。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、中国が359人(31.8%)で最も多く、次いでフィリピン274人(24.3%)、韓国102人(9.0%)の順となっており、平成14年以降、上位2か国の順位に変動は見られない。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が824人 (73.0%) であり、24年と比べ613人 (42.7%) 減少したものの、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は304人 (27.0%) であり、24年と比べ134人 (30.6%)減少した (表26, 27, 28)。

年 22 25 平成 21 23 24 国籍・地域 数 5,373 3,867 2,862 1,875 1,128 中 玉 1,648 1,212 949 532 359 フ ン 1,237 1,065 799 520 274 イ 韓 玉 427 327 270 178 102 イ ラ ン 174 133 112 124 63 タ 1 416 303 198 105 56 ペ 377 189 119 91 37 ス ラ 力 130 82 57 36 32 イ ĸ ア 269 132 83 55 27 7 ネ バ グ ラ デ シ 160 79 35 26 24 ユ ナ ジ ア 1] 50 37 37 32 17 イ

308

203

176

485

表 26 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

137

0)

他

そ

⁽注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

⁽注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持 しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは 入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号) は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

表 27 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人) 年 平成 21 22 24 25 23 国籍•地域 数 3,880 2,849 2,105 1,437 824 フ ン 1,153 1,006 760 500 262 イ 中 443 玉 698 533 263 153 イ ラ ン 141 113 96 113 55 タ イ 387 284 192 100 54 韓 玉 165 141 104 78 53 247 そ 0) 他 1,336 772 510 383

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表 28 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(X)

									(70)
国籍	・地域			年	平成 21	22	23	24	25
総				数	1,493	1,018	757	438	304
中				玉	950	679	506	269	206
韓				国	262	186	166	100	49
フ	1	リ	Ľ	ン	84	59	39	20	12
バ	ング	ラ	デシ	ユ	78	23	13	7	10
イ		ラ		ン	33	20	16	11	8
そ		の		他	86	51	17	31	19

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 不法上陸

平成25年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は199人(1.7%)であり、24年と比べ12人(6.4%)の微増となった(表29)。

表 29 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍	地域	_		年	平成 21	22	23	24	25
総				数	186	134	164	187	199
١		ル		コ	17	27	72	98	84
口		シ		ア	4	7	5	3	19
ス	リ	ラ	ン	力	4	8	0	6	14
ガ		_		ナ	2	0	0	0	10
ベ	١		ナ	7	5	1	2	10	9
韓				玉	10	11	12	4	8
中				国	50	25	20	14	7
ア	メ		リ	力	1	0	6	5	5
力	メ	ル	_	ン	0	0	1	3	5
フ	イ	リ	ピ	ン	14	9	4	6	3
そ		0)		他	79	46	42	38	35

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 不法残留

平成25年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち,不法残留者は8,713人(76.2%)であり,24年と比べ2,726人(23.8%)減少したものの,依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が3,194人(36.7%)で最も多く、次いでフィリピン1,363人(15.6%)、韓国960人(11.0%)、ベトナム562人(6.5%)、タイ486人(5.6%)の順となっている(表30)。

表 30 国籍・地域別不法残留事件の推移

国籍・	地域			年	平成 21	22	23	24	25
総				数	25,503	18,578	15,925	11,439	8,713
中				国	7,342	5,494	4,848	3,415	3,194
フ	イ	リ	ピ	ン	4,960	3,797	3,280	2,295	1,363
韓				玉	3,104	2,582	2,082	1,476	960
ベ	<u>۲</u>		ナ	ム	1,268	783	635	482	562
タ				イ	1,347	1,130	860	615	486
ブ	ラ		ジ	ル	375	434	649	671	321
イ	ン	ド	ネシ	ア	1,350	590	350	260	236
ア	メ		IJ	カ	99	157	224	200	171
ス	リ	ラ	ン	カ	1,026	515	375	235	144
~		ル		_	812	529	446	284	144
そ		の		他	3,820	2,567	2,176	1,506	1,132

⁽注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で 認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる 場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。平成25年中に資格外活 動で退去強制手続を執ったのは493人(4.3%)であり、24年と比べ124人(20.1%)減少し た。

国籍・地域別に見ると、中国が176人(35.7%)で最も多く、次いで韓国138人 (28.0%), ベトナム52人(10.5%)の順となっており, これら上位3か国で全体の74.2% を占めている(表31)。

									(人)
国籍	・地域			年	平成 21	22	23	24	25
総				数	810	751	542	617	493
中				玉	266	291	192	228	176
韓				玉	306	207	125	212	138
ベ	<u>۲</u>		ナ	7	15	36	12	34	52
ネ	パ		_	ル	10	45	60	48	29
フ	イ	IJ	ピ	. ン	85	57	71	20	27
タ				イ	14	6	5	9	14
イ		ン		ド	8	19	13	6	12
台				湾	25	29	9	3	10
バ	ング	ラ	デ	シュ	18	23	11	11	8
E	ヤ	ン	A	, _	14	4	3	6	7
そ		の		他	49	34	41	40	20

表 31 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

尖閣諸島領有権主張活動家への対応

近年、中国、台湾及び香港の活動家等による尖閣諸島の領有権主張活動(保釣活 動)が活発化し、同活動家等が船舶で尖閣諸島海域に向けて出港し、我が国の領海に 侵入するなどの事件が発生している。

入国管理局では、内閣官房(事態対処・危機管理担当)を中心とする関係省庁と緊 密に連携し、領有権主張活動家等の対応に当たっており、例えば、尖閣諸島周辺海域 で警戒活動を行っている海上保安庁の巡視船に入国警備官を乗船させ、海上保安庁及 び警察とともに警戒活動を行っている。

3 不法就労事件

(1) 概況

平成25年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認め られた者は7.038人(61.6%)であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労し ている状況にある。

このような状況は、今日の厳しい雇用情勢にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者

が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘も なされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方 で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないな どの人権上の問題も発生している。

なお、平成22年7月1日に施行された改正入管法では、不法就労者を雇用するなどの不 法就労助長行為を退去強制事由として規定(入管法第24条第3号の4)しており、入国管 理局では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として64か国・地域に及んでおり、 依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、中国が2,909人(41.3%)で最も多く、次いでフィリピン968人 (13.8%), 韓国866人(12.3%), ベトナム461人(6.6%), タイ442人(6.3%)の順と なっており、これら上位5か国で全体の80.2%を占めている。なお、ここ数年の推移を見る と、中国が高い割合を占めている(表32)。

表 32 国籍・地域別不法就労事件の推移

				年					(人)
国籍・	· 地域			_	平成 21	22	23	24	25
総				数	26,545	18,490	13,913	8,979	7,038
		男			16,522	10,943	7,954	5,346	4,356
		女			10,023	7,547	5,959	3,633	2,682
中				国	8,205	6,039	4,876	3,082	2,909
		男			5,343	3,887	2,968	1,981	1,943
		女			2,862	2,152	1,908	1,101	966
フ	イ	リ	ピ	ン	4,845	3,573	2,632	1,589	968
		男			2,250	1,491	1,052	629	394
		女			2,595	2,082	1,580	960	574
韓		•		国	3,241	2,590	1,918	1,356	866
		男			1,306	985	670	525	311
		女			1,935	1,605	1,248	831	555
ベ	ト	ナ	-	4	1,152	722	521	380	461
		男			741	483	323	271	312
		女			411	239	198	109	149
タ				イ	1,512	1,171	843	567	442
		男			822	645	456	318	272
		女			690	526	387	249	170
イ	ンド	ネ	シ	ア	1,557	675	397	267	233
		男			1,230	518	333	218	193
		女			327	157	64	49	40
ス	リ	ラ	ン	力	1,042	554	365	246	136
		男			946	507	335	230	127
		女			96	47	30	16	9
~		ル		_	932	487	324	198	107
		男			652	311	218	145	73
		女			280	176	106	53	34
ネ	18	_	-	ル	456	277	179	117	97
		男			340	215	122	85	78
		女			116	62	57	32	19
ブ	ラ	シ	"	ル	198	165	183	182	96
		男			158	125	149	141	74
		女			40	40	34	41	22
そ		の		他	3,405	2,237	1,675	995	723
		男			2,734	1,776	1,328	803	579
		女			671	461	347	192	144

⁽注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が4,356人(61.9%)、女性が2,682人(38.1%)であ り、平成24年に比べると、男性の割合が若干増加している。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が1,301人(18.5%)で最も多く、次いで建設作業者 1,151人(16.4%), ホステス等接客業837人(11.9%)の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業者が最も多く、次いで工員、農業従事者の順と なり、女性はホステス等接客業が最も多く、次いで工員、その他のサービス業従事者の順 となっている(表33)。

表 33 就労内容別不法就労事件の推移

就労内容	平成 21	22	23	24	25
総数	26,545	18,490	13,913	8,979	7,038
男	16,522	10,943	7,954	5,346	4,356
女	10,023	7,547	5,959	3,633	2,682
工 員	8,220	4,168	2,809	1,623	1,301
男 女	5,687	2,846	1,869	1,124	895
女	2,533	1,322	940	499	406
建 設 作 業 者	3,938	2,383	1,772	1,154	1,151
男 女	3,890	2,358	1,750	1,146	1,144
	48	25	22	8	7
ホステス等接客業	3,323	2,679	2,011	1,365	837
男	331	240	120	114	80
女	2,992	2,439	1,891	1,251	757
農業従事者	1,227	887	783	592	695
男	937	670	554	432	507
女	290	217	229	160	188
その他の労務作業者	2,461	1,715	1,527	907	580
男	1,899	1,347	1,173	700	440
女	562	368	354	207	140
ウェイトレス・バーテン等	1,487	1,265	1,109	611	465
男 女	596	464	417	256	201
女	891	801	692	355	264
そ の 他	5,889	5,393	3,902	2,727	2,009
男	3,182	3,018	2,071	1,574	1,089
女	2,707	2,375	1,831	1,153	920



不法就労摘発風景

(5) 稼働場所(都道府県) 別

全国44都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ,不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると,東京都が1,389人(19.7%)で最も多く,次いで愛知県954人(13.6%),千葉県945人(13.4%),茨城県752人(10.7%),神奈川県680人(9.7%)の順となっている(表34)。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木)で4,685人(66.6%)と大半を占めているほか、中部地区9県(新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知)も1,410人(20.0%)と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者数全体の86.6%(6,095人)と高い割合を占めている。

表 34 稼働場所別不法就労事件の推移

~							(70)
都道府県	ļ	年	平成 21	22	23	24	25
総		数	26,545	18,490	13,913	8,979	7,038
東	京	都	4,618	3,462	2,763	1,740	1,389
愛	知	県	3,924	2,188	1,637	1,188	954
千	葉	県	2,784	2,316	1,919	1,088	945
茨	城	県	2,448	1,805	1,286	891	752
神	奈	川県	3,522	2,594	1,663	967	680
埼	玉	県	2,215	1,528	1,112	616	539
大	阪	府	1,060	894	623	517	366
群	馬	県	1,375	717	447	249	243
静	岡	県	800	439	371	215	167
栃	木	県	776	401	278	191	137
そ	の	他	3,023	2,146	1,814	1,317	866

コラム 入管行政の最前線から(摘発業務担当入国警備官の声) (名古屋入国管理局調査第一部門:染川真一)

私は、入国警備官です。退去強制事由に該当する疑いのある外国人を調査し、摘発 することを主な業務とする部署に在籍しています。一般の方から寄せられた情報提供 等を元に、現地に赴いて内偵調査を行い、容疑や関連性を裏付けるために公私の機関 に照会するなどの必要な調査を行った上、摘発に至ります。法律上、強制の調査を行 うことも認められており、裁判所から臨検捜索押収許可状の発付を受けて、摘発に及 ぶこともあります。

摘発に際しては、逃走、反撃、 受傷といった事態が起こる可能性 もあることから, 事前に摘発現場 周辺の状況を把握し、従事者同士 入念に打合せをして事故防止に努 めています。常に緊張と危険を伴 いますが. 入国警備官として誇り と責任感をもって業務に当たって おり、冷静な対応で適正手続を行 うことを心掛けています。

近年の入国管理局の違反外国人 に係る取締り状況ですが. 不法入 国や不法残留といった不法滞在案 件は以前に比較すると減少してい



ます。これは、様々な施策や関係官署による取締り強化による成果ですが、その一方 で偽装結婚や偽装就労などの偽装滞在事案にあっては複雑化、巧妙化が著しく、それ らを取り締まっていくためには、関係官署との更なる連携が必要となります。本年 度、名古屋入国管理局には、愛知県警察、静岡県警察及び三重県警察からの人事交流 者が出向してきており、これらの方々と良好な関係を構築しながら、連携を強化し て、積極的に摘発を行っていこうと思っています。

今後、日本は観光立国として多くの外国人観光客を呼び寄せ、また、2020年にはオ リンピック・パラリンピック東京大会を控えていることから、犯罪の温床となる不法 滞在、偽装滞在、また、これらを助長する組織的な犯罪に対して関係機関と連携しな がら、取締りに尽力し、本邦の治安維持と出入国管理の公平性、適正性を全うするた めに頑張っていきたいです。

4 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外 国人は、入国警備官による違反調査の 後、入国審査官に引き渡され、違反審判 手続が行われる。同手続は、入国審査官 による違反審査、特別審理官による口頭 審理、法務大臣による裁決の三審制の仕 組みとなっている。

平成25年における違反審査の受理件数は1万2,523件であり、18年以降連続して減少している(表35)。



違反審判風景

表 35 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

							(件)
区分		年	平成 21	22	23	24	25
違	受	理	34,247 (1,234)	25,731 (1,375)	21,584 (771)	16,103 (748)	12,523 (793)
反	既	非 該 当	2	10	5	4	5
		退去強制令書発付	16,312	11,386	7,628	5,640	4,729
審		口頭審理請求	7,071	8,164	8,577	6,949	4,279
	済	出国命令書交付	9,041	5,186	4,501	2,594	2,478
査	未	済, その他	1,821	985	873	916	1,032
П	受	理	7,607 (506)	8,777 (587)	9,286 (674)	7,755 (711)	4,942 (582)
頭	既	非 該 当	-	1	3	-	-
) 政		退去強制令書発付	104	112	120	101	96
審		異 議 申 出	6,876	7,949	8,389	6,952	4,226
	済	出国命令書交付	-	-	-	-	-
理	未	済, その他	627	715	774	702	620
裁	受	理	7,456 (561)	8,756 (712)	9,017 (526)	7,485 (459)	4,776 (505)
	既	理由あり	1	-	7	2	1
		理由なし	6,630	8,107	8,440	6,887	4,428
	済	出国命令書交付	-	-	-	-	-
決	未	済, その他	825	649	570	596	347

⁽注) 受理件数の()内は前年からの繰越件数で内数である。

また, 平成25年における違反審査後の口頭審理請求件数は4,279件で, 違反審査受理数の34.2%に当たり, 24年と比べ2,670件(38.4%)減少している(図26)。

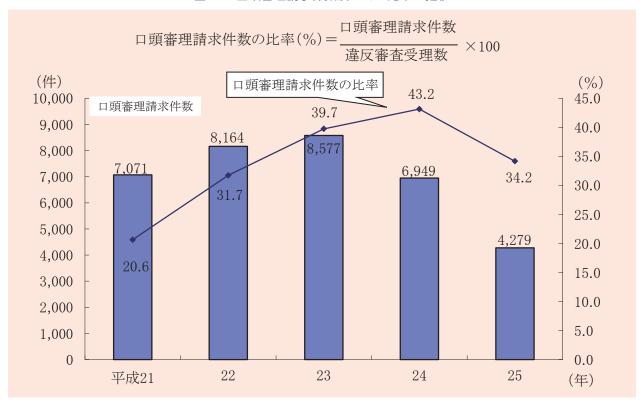


図26 口頭審理請求件数及びその比率の推移

口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は, 平成25年は4,226件で24年と比べ2,726件(39.2%)減少している(表35)。

(2) 退去強制令書の発付

平成25年における退去強制令書の発付件数は6,425件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が3,907件で、全体に占める割合は60.8%、不法入国の割合は15.6%となっており、いずれも24年とほぼ同様の比率となっている(表36)。

(件) 年 平成 21 22 23 24 25 退去強制事由 数 13,277 9,348 18,436 7,329 6,425 総 不 残 5,588 4,270 3,907 法 留 12,130 8,665 入 不 法 玉 4,473 2,956 1,430 1,001 2,014 不 上 法 陸 173 113 138 134 164 資 格 外 活 動 813 735 510 622 491 刑 法 令 違 反 641 477 771 576 501 そ 0) 他 206 331 327 297 361

表 36 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

87

また、国籍・地域別に見ると、中国が2,470件で最も多く、全体の38.4%を占めており、次いでフィリピン858件(13.4%)、韓国・朝鮮686件(10.7%)の順となっている(図27)。



図27 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況

(3) 仮放免

平成25年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,510件で、24年と比べ618件(29.0%)減少している。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,271件で、24年と比べ134件(11.8%)増加している(表37)。

年 平成 21 25 22 23 24 令書の種類 1,510 収容令書によるもの 2,265 2,095 2,131 2,128 退去強制令書によるもの 1,137 837 1,012 1,062 1,271

表 37 仮放免許可件数の推移

(件)

(4) 在留特別許可

平成25年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は2,840人であり、24年と比べ 2,496人(46.8%)減少している。

なお,在留特別許可を受けた外国人の多くは,日本人と婚姻するなど,日本人等との密接な身分関係を有し,また実態として,様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成25年は不法残留が2,161件(76.1%)で最も多い。次いで、不法入国・不法上陸の占める割合は9.5%となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の85.6%を占めている(表38)。

表 38 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由			平成 21	22	23	24	25			
総					数	4,643	6,359	6,879	5,336	2,840
不	法		残		留	3,508	4,939	5,569	4,304	2,161
不	法入国	•	不法	去上	陸	897	1,044	827	491	270
刑	罰 法	令	違	反	等	238	376	483	541	409

平成25年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、中国422件(14.9%), 韓国・朝鮮400件(14.1%)となっている(表39)。

表 39 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・	・地域			年	平成 21	22	23	24	25
総				数	4,643	6,359	6,879	5,336	2,840
中				玉	857	1,098	1,146	809	422
韓	国	•	朝	鮮	663	815	898	693	400
そ		の		他	3,123	4,446	4,835	3,834	2,018

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

5 送還の概況

平成25年中の被送還者数は5,790人であり、24年と比べ669人(10.4%)減少した。

国籍・地域別に見ると、中国が2,284人(39.4%)で最も多く、次いでフィリピン796人(13.7%)、韓国665人(11.5%)、ベトナム432人(7.5%)、タイ400人(6.9%)の順となっている(表40)。

表 40 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

										(70)
国籍・	地域				年	平成 21	22	23	24	25
総					数	18,241	13,224	8,721	6,459	5,790
中					玉	5,475	4,266	2,997	2,389	2,284
フ	イ	リ		ピ	ン	3,194	2,439	1,552	972	796
韓					国	2,423	1,715	1,171	964	665
ベ	1		ナ		ム	709	569	370	340	432
タ					イ	1,113	726	479	317	400
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	885	502	248	164	134
イ		ラ			ン	231	174	140	126	105
ブ	5	7	ジ	<i>*</i>	ル	307	226	204	143	102
~		ル	,		_	674	384	222	137	101
ス	IJ	ラ		ン	力	684	419	196	141	93
そ		の			他	2,546	1,804	1,142	766	678

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。



送還風景

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の93.0%を占めており、所持金がないなどの理由により送還費用を国費で負担した被送還者数は329人(5.7%)となっている。

なお、自費出国する者の割合が95%を下回るのは平成15年以来10年振りである(表41)。

表 41 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	2	平成	21	22		23	24	25	
総	类	(18,241	13,2	24	8,721	6,45	9	5,790
自 費	出国	ı	17,569	12,8	12	8,379	6,17	0	5,382
入管法 59	条による送還		200	1	06	86	7	8	54
国費送還	(個別送還		438	2	91	231	19	1	208
国費送還	(集団送還		0		0	0		0	121
そ	の 化	I.	0		0	0		0	0
国際受刑	者移送条約	J	34		15	25	2	0	25

(注1) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして送還したものである。

(注2) 「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

 (λ)

(1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は5,382人(93.0%)であり、平成24年と比べ788人(12.8%)減少している(表41)。

なお,入国管理局では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るように指導し、帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

国籍	・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総		数	17,569	12,812	8,379	6,170	5,382
中		玉	5,390	4,232	2,972	2,364	2,263
フ	ィリピ	ン	3,096	2,368	1,494	926	680
韓		国	2,402	1,704	1,158	947	652
ベ	トナ	ム	695	564	363	331	424
タ		イ	1,084	717	473	312	339
1	ンドネシ	ア	878	496	244	164	130
1	ラ	ン	177	142	123	114	101
ス	リ ラ ン	力	667	404	186	135	86
ペ	ル	_	617	328	198	113	71
ブ	ラ ジ	ル	231	172	139	95	69
そ	0)	他	2,332	1,685	1,029	669	567

表 42 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等がいるが、これらの者のうち、平成25年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は329人(5.7%)であり、24年と比べ138人(72.3%)増加している。

なお、平成25年中は、安全かつ確実な送還を実施するために、民間チャーター機により 121人を送還している。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還(入管法第59条による送還)しなければならない(注)が、その数は平成25年中は54人(0.9%)であり、24年と比べ24人(30.8%)減少している(表41)。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている(入管法第59条)。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

コラム 入管行政の最前線から(送還業務担当入国警備官の声) (東京入国管理局横浜支局処遇・執行部門: 齊藤修也)

日本政府は、観光立国を目指し、日本の魅力を広くアピールして訪日者を誘致して おり、訪日外国人数が増加する傾向にあります。

一方、訪日外国人数が増加することに伴って、我が国にとって好ましくない外国人 が入国する可能性も高くなり、我が国の宝である良好な治安を守ることが重要となり ます。

私は、入国警備官として、我が国社会にとって好ましくないと認められ、退去強制 令書が発付されて退去強制処分が確定した外国人を送還する業務に従事しています。

具体的には、これらの外国人について、送還に必要な要件が整い次第、彼らを空港 まで護送し、航空機に搭乗させて出国を確認しています。送還に必要な要件とは、有 効な旅券、航空券(又はその費用)及び持ち帰る荷物等であり、有効な旅券を所持し ていない場合には、私たちが彼らの代わりに各国の大使館等に赴いた上、旅券発給申

請を行うこともあります。

ただし、全ての人が送還を望む わけではなく、中には送還を拒む 人も多く存在しています。彼らの 中には、送還されることについて 悩んだり、送還後の本国での生活 に不安を感じている人もいるた め、私は、送還に向けて説得する 場面においても、彼らの話を丁寧 に聞き、少しでも不安を取り除け



るよう努めています。送還に不安を感じている外国人と送還をする職員という立場の 違いはありますが、彼らと接する際は、時には世間話や他愛もない話をすることもあ り、普段から話しやすい雰囲気を作るよう心掛けています。

私たちは、可能な限り送還に応じるよう粘り強く説得を続けますが、それでも拒否 する場合は、送還先の国まで護送し、送還先国の政府職員に直接引き渡すこともあり ます。また、チャーター機により一度に多くの外国人を送還する場合もあります。

送還は、違反調査や違反審査など多くの手続を経て到達する退去強制手続の最終地 点の一つであり、送還が実現しなければ退去強制手続は完結しません。退去強制令書 が発付されるまでには、多くの入国警備官や入国審査官が関わっており、事案によっ ては多くの困難が伴います。私は、送還に至るまでには様々な担当官の労苦が伴って いるという事実を忘れることなく、今後も業務に従事していきたいと考えています。

6 出国命令事件

(1) 違反調査

平成25年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は2,479人で,入 管法違反者数全体の21.7%を占めている。

ア 国籍・地域別

国籍・地域別に見ると、中国が1,261人(50.9%)で最も多く、次いで韓国293人(11.8%)、フィリピン241人(9.7%)、タイ135人(5.4%)、ベトナム120人(4.8%)の順となっており、これら上位5か国で全体の82.7%を占めている(表43)。

表 43 国籍・地域別出国命令による引継者数(平成 25 年)

(人)

国籍	・地域		適条	総数	24-2 の 3	24-4- □	24-6	24-6の2	24-7
総			数	2,479	3	2,426	21	0	29
中			国	1,261	2	1,250	5	0	4
韓			国	293	0	287	1	0	5
フ	ィリ	ピ	ン	241	0	227	3	0	11
タ			イ	135	0	133	1	0	1
ベ	١.	ナ	ム	120	0	117	0	0	3
イ	ンドネ	シ	ア	102	0	93	8	0	1
モ	ン	ゴ	ル	46	0	45	1	0	0
ス	リ ラ	ン	力	42	0	41	1	0	0
~	ル		_	27	0	27	0	0	0
ア	メ	リ	力	26	0	24	0	0	2
そ	の		他	186	1	182	1	0	2

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

イ 適条別

適条別に見ると、入管法第24条第4号口該当容疑が2,426人(97.9%)と最も多く、次いで入管法第24条第7号該当容疑が29人(1.2%)、入管法第24条第6号該当容疑が21人(0.8%)の順となっている(表43)。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

平成25年における出国命令事件の受理件数は2,479件であり、違反審査受理件数全体の19.8%に当たり、24年と比べ115件(4.4%)減少している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、 入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成25年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は2,478人であった。

これを国籍・地域別に見ると、中国が1,259人で最も多く全体の50.8%を占めており、次いで韓国・朝鮮294人(11.9%)、フィリピン241人(9.7%)、タイ135人(5.4%)、ベトナム118人(4.8%)の順となっており、上位5か国で全体の82.6%を占めている(表44)。

表 44 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍	・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総		数	9,041	5,186	4,501	2,594	2,478
中		玉	3,200	2,220	2,252	1,252	1,259
韓	国 • 朝	鮮	885	728	582	348	294
フ	ィリピ	ン	1,329	754	456	336	241
タ		イ	288	229	139	109	135
ベ	トナ	ム	603	189	189	92	118
イ	ンドネシ	ア	707	183	146	90	102
モ	ンゴ	ル	126	82	113	50	46
ス	リ ラ ン	力	327	151	136	53	43
ペ	ル	Ţ	367	93	61	37	27
ブ	ラ ジ	ル	103	48	42	22	13
そ	Ø	他	1,106	509	385	205	200

⁽注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様,出国港においてEDカード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに,入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難 民条約に、次いで57年には難民議定書(以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約 等」という。)に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところ である。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度 を見直し、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17 年5月16日から施行されている。

入国管理局は, 難民認定制度を適正に運用するとともに, 組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

平成25年に我が国において難民認定申請を行った者は3,260人であり、24年に比べ715人(28.1%)増加し、前年に引き続いて過去最高の申請数となった(表45)。

(人) 平成 21 年 22 23 24 25 申 請 数 1,388 1,202 1,867 2,545 3,260

表 45 難民認定申請数の推移

申請者の国籍・地域は66か国にわたり、主な国籍・地域は、申請の多い順にトルコ658人(20.2%)、ネパール544人(16.7%)、ミャンマー380人(11.7%)、スリランカ345人(10.6%)、パキスタン241人(7.4%)、バングラデシュ190人(5.8%)、インド165人(5.1%)、ガーナ114人(3.5%)、カメルーン99人(3.0%)、ナイジェリア68人(2.1%)となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が2,404人(73.7%)、不正規在留者が856人(26.3%)であり、不正規在留者のうち、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は673人(78.6%)となっている。

なお、申請者の22.1%に当たる720人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は409人(うち、難民認定申請中であることを理由に付与された在留資格「特定活動」を有する者は91.0%)、不正規在留者は311人(うち、既に退去強制令書の発付を受けている者は88.1%)となっている。

2 難民認定申請の処理

平成25年における難民認定申請の処理は2,642人であり、24年に比べ444人(20.2%)増加している。その内訳は、難民と認定した者3人、難民と認定しなかった者2,499人、申請を取り下げた者等140人であった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成25年は151人が在留を認められている(表46)。

表 46 庇護数の推移

(人)

難民	難民		21	22	23	24	25
	認定難民	508	30	39	21	18	6
	定住難民	11,319		27	18	0	18
その他	の庇護	882	501	363	248	112	151
合	計	12,709	531	429	287	130	175

- (注1) 「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である。(難民不認定とされた者の中から異議申立ての結果認定された数を含む。)
- (注2) 「定住難民」とは、インドシナ難民(昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの)及び第三国定住難民(平成20年12月16日の閣議了解に基づき、タイで難民として一時的な庇護を受けていた者で、第三国への定住を希望するものとして受け入れた者)であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者(認定難民)もおり、合計欄では重複して計上されている。
- (注3) 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた 者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

③ 仮滞在許可制度の運用状況

平成25年における仮滞在許可者は95人で、24年に比べ21人(28.4%)増加している。 仮滞在の許可の可否を判断した人数は736人であるが、許可されなかった者に係る主な理 由は、

- 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあっては、その事実を知った日)から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…490人
- 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…372人 である(注)。

⁽注) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、そのすべてを計上している。

第2節 異議申立て

1 異議申立て

平成25年に難民の認定をしない処分等(以下「難民不認定処分等」という。)に対する異 議申立てを行った者は2,408人であり、24年と比べ670人(38.6%)増加している(表47)。

											(人)
区分	年	昭和 57 ~ 平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	総数
難日	己不 認 定	2,773	389	446	791	1,703	1,336	2,002	2,083	2,499	14,022
	議 申 立 異議申出)	1,862	340	362	429	1,156	859	1,719	1,738	2,408	10,873
決	理由あり	32	12	4	17	8	13	14	13	3	116
定	理由なし	1,425	127	183	300	230	325	635	790	921	4,936
等	取下げ等	295	33	34	34	70	113	231	193	211	1,214

表 47 難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移

(注) 平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になさ れた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

2 異議申立ての処理

平成25年における異議申立ての処理は1.135人であり、24年に比べ139人(14.0%)増加し ている。その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者3人(前年13人)、異議申立てに 理由がないとされた者921人(前年790人), 異議申立てを取り下げた者等211人(前年193 人) であった(表47)。

第3節 難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成17年5月に難民審査参与員制度が発足 し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参 与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をす ることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとさ れ、UNHCR、日本弁護士連合会、NGO等からの推薦を受けるなどして法務大臣が任命し ている。

法務大臣は、異議申立てを受けた全ての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなけれ ばならないとされており、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及 び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われている。

平成25年における難民審査参与員が立ち会った口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ892 回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換し た上、意見書を作成して法務大臣に提出する。

平成25年に難民審査参与員から意見書が提出された案件数は961件である。

第4節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可について、過去5年間(平成21年から25年まで)に140件の申請 があり、17件許可している。

コラム 入管行政の最前線から(難民調査官の声) (名古屋入国管理局実態調査部門: 辻陽子)

私は、名古屋入国管理局で難民調査官として勤務しております。難民認定申請に及 ぶ外国人は年々増加しています。

私の業務は、主に、難民認定申請をした外国人から、難民であると主張する事情を 詳しく聞き取ることです。インタビューの前には入念な準備が必要です。

まず、提出のあった申請書や資料に目を通し、重要なこと、疑問点を挙げておきま す。申請者の国の情勢を把握しておくことも必須です。

インタビューの際は、聞き漏れのないように、慎重に話を聞きます。申請者の話を じっくり聞き、また、こちらが質問や説明をしたときに、意味が分からないまま話を することのないように、分かりやすく言い換えたり、再度確認したりするなどして、 論点を明確にします。時には申請者が、申請書に書いていないことを話す場合もあ り、臨機応変に対応しなければなりません。また、インタビューを記録する際は、誰

が読んでも明確で、分かりやすい文章 を書くことを心がけ、難民であるかど うか的確に判断できるものを作成する ように心がけています。

難民調査官の業務に就いてから. とりわけ国際情勢や歴史, 地理など 様々なことに関心を持つようになりま した。日々、新聞やテレビ、インター ネット. 書籍など様々な媒体を通じ て、世界でどんなことが、なぜ起こっ ているのか、いつも興味や関心を持っ



て情報を収集しています。普通なら目にとまらないような、些細に思える事件の報道 でも、業務に関係することもあるのです。

情報が氾濫する現代では、情報源も重要で、信用できる、客観的な情報であるか判 断することが求められており、さらには、「真偽眼」も問われます。

難民調査は個人の状況から国・地域の情勢まで幅広い範囲に及びます。増加する申 請に的確に対応できるように、私自身も日々精進し、審査のスペシャリストとして成 長していきたいと努力しています。

第7章 人身取引対策の推進及び外国人 DV被害者の適切な保護

第1節 人身取引対策の推進

● 人身取引被害者の保護

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるためであり、関係省庁は平成16年12月に策定された「人身取引対策行動計画」及び21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」により対応しているところである。

入国管理局が平成25年に人身取引の被害者として保護(帰国支援を含む。)の手続を執った外国人は12人(前年9人)となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン6人(前年4人)、タイ6人(前年4人)となっている。

被害者12人のうち、在留資格を有していた者は8人(前年8人)、不法残留等入管法違反となっていた者は4人(前年1人)であった。なお、入管法違反となっていた被害者全員について、在留特別許可を行った(表48)。

被害者数は入国管理局が統計を取り始めた平成17年に115人保護した後大幅に減少し、こ こ数年は10~20人前後で推移しているが、これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体 となって総合的・包括的な人身取引対策に取り組んでいることや、「興行」の在留資格に係 る基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施などの人身取引の防止のための対策が一定の効 果を上げていることによるものと考えられる(表49)。

(人) 内訳 人身取引の被害者 合 計 入管法違反者 在留資格を有していた者 国籍•地域 (うち在留特別許可) IJ ピ 5 1(1) 6 タ イ 3 3(3) 6 総 数 8 4(4)12

表 48 人身取引の被害者数 (平成 25 年)

(注) 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は、「日本人の配偶者等」 5人、「人文知識・国際業務」 2人、「興行」 1人となっている。

また、在留特別許可を行った4人の違反形態は、不法入国1人、不法残留(「短期滞在」からの不法残留) 3人となっている。

表 49 人身取引被害者数の推移

(人)

被害者数・内訳	平成 17 年	22	23	24	25
人身取引被害者総数	115	29	21	9	12
在留資格を有していた者	68	23	6	8	8
入 管 法 違 反 者 (うち在留特別許可)	47(47)	6(6)	15(15)	1(1)	4(4)

② 人身取引加害者の退去強制(注1)

平成25年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した者は1人(前年4人)であり、国籍は、タイである。

なお、平成24年はタイ4人を退去強制している。

第2節 外国人DV被害者の適切な保護

1 概要

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局においては、DVが重大な人権侵害である等の観点から、DV被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DV被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者からの在留期間の更新申請や、DV被害を要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格の変更申請については、原則としてこれを許可し、また、DV被害を原因として不法残留等の入管法違反となっている場合は、在留を特別に許可するなど適切に対応している。

また、平成20年1月に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法及び同法施行に合わせて策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(注2)を踏まえ、同年7月に制定した措置要領により、DV被害者を認知した場合には、DV被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めている。

なお、地方入国管理局で事案を認知した際は速やかに本省に報告を行うこととしている。

⁽注1) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象(入管法第 24条第4号ハ)となった。

⁽注2) 平成26年1月に施行された一部改正法により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。また、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が定められた。

② 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を旨とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成25年中に、在留審査手続や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は78人であった(表50,51)。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどの者について在留期間更新許可や在留特別許可等を行った。

表 50 D V 被害者把握状況 (平成 25 年)

(人)

国新	・ 地垣	· 地域		和状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計	
フ	イ	リ	ピ	ン	28	3	12	0	43	
中				国	7	0	3	1	11	
タ				イ	3	0	1	0	4	
ブ	ラ		ジ	ル	2	1	1	0	4	
韓				国	2	0	1	0	3	
コ	П	ン	ビ	ア	2	0	0	0	2	
ベ	ト		ナ	ム	2	0	0	0	2	
ボ	リ		ビ	ア	0	1	1	0	2	
ル	_	マ	=	ア	2	0	0	0	2	
口		シ		ア	2	0	0	0	2	
ネ) ۹		_	ル	0	0	0	1	1	
バ	ング	ラ	デシ	/ ユ	1	0	0	0	1	
ラ		オ		ス	1	0	0	0	1	
総				数	52	5	19	2	78	

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他を含まない。

表 51 地方入国管理局別DV事案の認知件数(平成 25年)

				札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
認	知	件	数	0	3	21	19	17	6	2	10	78